

石巻市地域防災計画〔津波災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
1	<p>第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 津波に強いまちづくりの形成</p> <p>第1 津波に強いまちづくり</p> <p>1 津波避難体制の整備</p> <p>(1) 津波避難施設<u> </u>の整備</p> <p>(略)</p> <p>また、民間施設の活用による津波避難ビルの確保、公共施設の<u>対津波</u>化等を行う。</p>	1	<p>第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 津波に強いまち<u> </u>の形成</p> <p>第1 津波に強いまちづくり</p> <p>1 津波避難体制の整備</p> <p>(1) 津波避難施設<u>等</u>の整備</p> <p>(略)</p> <p>また、民間施設の活用による津波避難ビルの確保、公共施設の<u>耐浪</u>化等を行う。</p>	県計画との整合												
1	<p>(2) 特に配慮を要する施設の立地誘導</p> <p>市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性の<u> </u>低い場所への誘導を図る。なお、地域の特性に応じた避難関連施設の整備の推進に配慮するよう努める。</p>	1	<p>(2) 特に配慮を要する施設の立地誘導</p> <p>市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性の<u>より</u>低い場所への誘導を図る。なお、地域の特性に応じた避難関連施設の整備の推進に配慮するよう努める。</p>	県計画との整合												
1	<p>(3) 津波避難計画の策定</p> <p>ア 津波避難計画の策定及び周知<u> </u></p> <p>市は、県から提供される津波浸水<u>想定の設定</u>をもとに、避難対象地域、<u> </u>避難場所、津波情報の収集・伝達の方法<u> </u>等を明示した、<u> </u>津波避難計画の策定を行うとともに、その内容を市民等へ<u> </u>周知<u>する</u>。</p> <p>イ (略)</p>	1	<p>(3) 津波避難計画の策定</p> <p>ア 津波避難計画の策定及び周知<u>徹底</u></p> <p>市は、県から提供される津波浸水<u>想定図</u>をもとに、避難対象地域、<u>指定緊急</u>避難場所・<u>避難施設、避難路、避難経路、</u>津波情報の収集・伝達の方法、<u>避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容</u>等を明示した、<u>具体的かつ実践的な</u>津波避難計画の策定を行うとともに、その内容を市民等への周知<u>徹底を図る</u>。</p> <p>イ (略)</p>	県計画との整合												
1	<p>ウ 徒歩避難の原則の周知</p> <p>(略)</p> <p>検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策<u>や、自動車 </u>避難による踏切や橋梁、交差点等における渋滞発生の可能性を市民に周知し、<u>自動車避難を抑制するよう各地域で合意形成に努める</u>。</p>	1	<p>ウ 徒歩避難の原則の周知</p> <p>(略)</p> <p>検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策<u>とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る</u>。</p>	県計画との整合												
1	2 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応 (略)	2	2 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応 (略)													
-	<u>(新設)</u>	2	<u>3 所有者不明土地の利活用</u> <u>【地震災害対策編／第1章／第1節／第1／4 所有者不明土地の利活用】を準用する。(地-2)</u>	県地域防災計画変更の反映												
3	<p>第2節 海岸保全施設等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3 農業<u> </u>施設</td> <td>農林課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第3 農業 <u> </u> 施設	農林課	(略)	3	<p>第2節 海岸保全施設等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3 農業<u>用</u>施設</td> <td>農林課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第3 農業 <u>用</u> 施設	農林課	(略)	県計画との整合
項目	担当	関係機関														
第3 農業 <u> </u> 施設	農林課	(略)														
項目	担当	関係機関														
第3 農業 <u>用</u> 施設	農林課	(略)														

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
3	<p>第1 海岸保全施設等の整備</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 津波災害対策編2-3の抜粋</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 海岸保全施設被災時の対策</p> <p>海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修<u>又は新設の際に構造上の工夫</u>に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。</p> <p>5～6 (略)</p>	3	<p>第1 海岸保全施設等の整備</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 津波災害対策編2-3の抜粋</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 海岸保全施設被災時の対策</p> <p>海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修<u>に努める</u>など、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。</p> <p>5～6 (略)</p>	県地域防災計画変更の反映												
4	<p>第2 河川管理施設 (略)</p> <p>第3 農業<u> </u>施設 (略)</p>	4	<p>第2 河川管理施設 (略)</p> <p>第3 農業<u>用</u>施設 (略)</p>	県計画との整合												
4	<p>第4 港湾・漁港等の施設</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第3節／第4 港湾・漁港等の施設】<u>と同様と</u>する。(地-6)</p> <p>第5 道路施設・防災緑地 (略)</p>	4	<p>第4 港湾・漁港等の施設</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第3節／第4 港湾・漁港等の施設】<u>を準用</u>する。(地-7)</p> <p>第5 道路施設・防災緑地 (略)</p>	用語の統一												
5	<p>第3節 交通施設の災害対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 交通施設の災害対策</td> <td>商工課、観光<u> </u>課、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課</td> <td>仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、<u> </u>東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 交通施設の災害対策	商工課、観光 <u> </u> 課、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u> </u> 東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関	5	<p>第3節 交通施設の災害対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 交通施設の災害対策</td> <td>商工課、観光<u>政策</u>課、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課</td> <td>仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、<u>南三陸沿岸国道事務所</u>、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 交通施設の災害対策	商工課、観光 <u>政策</u> 課、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所</u> 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関	組織変更に伴う修正 委員意見の反映修正
項目	担当	関係機関														
第1 交通施設の災害対策	商工課、観光 <u> </u> 課、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u> </u> 東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関														
項目	担当	関係機関														
第1 交通施設の災害対策	商工課、観光 <u>政策</u> 課、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所</u> 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関														
5	<p>第1 交通施設の災害対策</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第4節／第1 交通施設の災害対策】<u>と同様と</u>する。(地-7)</p>	5	<p>第1 交通施設の災害対策</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第4節／第1 交通施設の災害対策】<u>を準用</u>する。(地-8)</p>	用語の統一												
6	<p>第4節 都市の防災対策</p> <p>第1 市街地開発事業等の推進</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第5節／第1 市街地開発事業等の推進】<u>と同様と</u>する。(地-9)</p> <p>第2 都市公園施設</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第5節／第2 都市公園施設】<u>と同様と</u>する。(地-9)</p> <p>第3 津波避難を考慮した都市施設の整備</p> <p>1 (略)</p>	6	<p>第4節 都市の防災対策</p> <p>第1 市街地開発事業等の推進</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第5節／第1 市街地開発事業等の推進】<u>を準用</u>する。(地-11)</p> <p>第2 都市公園施設</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第5節／第2 都市公園施設】<u>を準用</u>する。(地-11)</p> <p>第3 津波避難を考慮した都市施設の整備</p> <p>1 (略)</p>	誤字・脱字の修正 用語の統一												

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
2	特に配慮を <u>用する</u> 施設の立地誘導 (略) 第4 (略)	2	特に配慮を <u>要する</u> 施設の立地誘導 (略) 第4 (略)	
7	<p>第5節 建築物等の予防対策</p> <p>第1 公共施設の予防対策 【地震災害対策編／第1章／第6節／第1 公共施設の予防対策】<u>と同様と</u>する。(地-10)</p> <p>第2 一般建築物 【地震災害対策編／第1章／第6節／第2 一般建築物】<u>と同様と</u>する。(地-11)</p> <p>第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策 【地震災害対策編／第1章／第6節／第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策】<u>と同様と</u>する。(地-11)</p> <p>第4 文化財の防災対策 【地震災害対策編／第1章／第6節／第4 文化財の防災対策】<u>と同様と</u>する。(地-11)</p> <p>第5 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策 市は、津波災害特別警戒区域の<u>指定のあった</u>ときは、<u> </u>区域内において、津波から逃げるのが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。 なお、津波災害特別警戒区域の指定がない<u>場合において</u>も、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とするなどの建築物の耐浪化等に努める。</p>	<p>7</p> <p>第5節 建築物等の予防対策</p> <p>第1 公共施設の予防対策 【地震災害対策編／第1章／第6節／第1 公共施設の予防対策】<u>を準用</u>する。(地-12)</p> <p>第2 一般建築物 【地震災害対策編／第1章／第6節／第2 一般建築物】<u>を準用</u>する。(地-13)</p> <p>第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策 【地震災害対策編／第1章／第6節／第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策】<u>を準用</u>する。(地-13)</p> <p>第4 文化財の防災対策 【地震災害対策編／第1章／第6節／第4 文化財の防災対策】<u>を準用</u>する。(地-13)</p> <p>第5 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策 市は、津波災害特別警戒区域が<u>指定された</u>ときは、<u>その</u>区域内において、津波から逃げるのが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。 なお、津波災害特別警戒区域の指定がない<u>場所であって</u>も、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とするなどの建築物の耐浪化等に努める。</p>	用語の統一 表現の見直し	

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
8	<p>第6節 ライフライン施設等の予防対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ライフライン施設等の予防対策</td> <td>●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課</td> <td>東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター、<u>東日本電信電話</u>(株)宮城事業部、(一社)宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻ガス(株)、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 ライフライン施設等の予防対策 【地震災害対策編／第1章／第7節／第1 ライフライン施設等の予防対策】と同様とする。(地-12)</p>	項目	担当	関係機関	第1 ライフライン施設等の予防対策	●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課	東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター、 <u>東日本電信電話</u> (株)宮城事業部、(一社)宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻ガス(株)、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関	8	<p>第6節 ライフライン施設等の予防対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ライフライン施設等の予防対策</td> <td>●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課</td> <td>東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター、<u>NTT 東日本</u>(株)宮城事業部、(一社)宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻ガス(株)、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 ライフライン施設等の予防対策 【地震災害対策編／第1章／第7節／第1 ライフライン施設等の予防対策】を準用する。(地-14)</p> <p><u>この場合において、記述を以下の通りに読み替える。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同節第1／3／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋」／2(1)「耐震化」を「耐震化・耐浪化」に、「地震動等」を「地震動・津波浸水想定等」に、「耐震設計」を「耐震設計や耐浪化の検討」と読み替える。 ・同節第1／3／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋」／2(2)「液状化対策」とあるのは「耐浪化の検討」と読み替える。 ・同節第1／4／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋」／(1)ロ「耐震性」を「耐震性・耐浪性」と読み替える。 ・同節第1／5／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋」／1(1)「水防対策を推進」を「水防対策や、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に設置する場合は、電気通信設備の上階設置等の耐浪性を推進」と読み替える。 ・同節第1／5／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋」／4「非常電源の確保」を「津波警報等の情報を確実に伝達するため、非常電源の確保」と読み替える。 	項目	担当	関係機関	第1 ライフライン施設等の予防対策	●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課	東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター、 <u>NTT 東日本</u> (株)宮城事業部、(一社)宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻ガス(株)、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関	県地域防災計画変更の反映 委員意見の反映修正
項目	担当	関係機関														
第1 ライフライン施設等の予防対策	●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課	東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター、 <u>東日本電信電話</u> (株)宮城事業部、(一社)宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻ガス(株)、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関														
項目	担当	関係機関														
第1 ライフライン施設等の予防対策	●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課	東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター、 <u>NTT 東日本</u> (株)宮城事業部、(一社)宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻ガス(株)、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関														
9	<p>第7節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第1 危険物施設等の予防対策 【地震災害対策編／第1章／第8節／第1 危険物施設等の予防対策】と同様とする。(地-16)</p>	9	<p>第7節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第1 危険物施設等の予防対策 【地震災害対策編／第1章／第8節／第1 危険物施設等の予防対策】を準用する。(地-18)</p> <p><u>この場合において、同節第1／2／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－9の抜粋」／2の記述「耐震化対策」を「耐震化・津波対策」と読み替える。</u></p>	県地域防災計画変更の反映												

石巻市地域防災計画〔津波災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																														
10	<p>第8節 防災知識の普及</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災知識の普及、徹底</td> <td>●危機対策課、保健福祉総務課、観光課、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 市学校等教育機関における防災教育</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 市民の取組</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 災害教訓の伝承</td> <td>●震災伝承推進室、教育委員会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災知識の普及、徹底	●危機対策課、保健福祉総務課、観光課、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会	(略)	第2 市学校等教育機関における防災教育	(略)		第3 市民の取組	(略)		第4 災害教訓の伝承	●震災伝承推進室、教育委員会		10	<p>第8節 防災知識の普及</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災知識の普及、徹底</td> <td>●危機対策課、保健福祉総務課、観光政策課、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 市学校等教育機関における防災教育</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 市民の取組</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 災害教訓の伝承</td> <td>●震災伝承課、教育委員会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災知識の普及、徹底	●危機対策課、保健福祉総務課、観光政策課、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会	(略)	第2 市学校等教育機関における防災教育	(略)		第3 市民の取組	(略)		第4 災害教訓の伝承	●震災伝承課、教育委員会		組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																																
第1 防災知識の普及、徹底	●危機対策課、保健福祉総務課、観光課、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会	(略)																																
第2 市学校等教育機関における防災教育	(略)																																	
第3 市民の取組	(略)																																	
第4 災害教訓の伝承	●震災伝承推進室、教育委員会																																	
項目	担当	関係機関																																
第1 防災知識の普及、徹底	●危機対策課、保健福祉総務課、観光政策課、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会	(略)																																
第2 市学校等教育機関における防災教育	(略)																																	
第3 市民の取組	(略)																																	
第4 災害教訓の伝承	●震災伝承課、教育委員会																																	
10	<p>第1 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 職員への防災知識の普及 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (後発地震への注意を促す情報が発信された場合を含む。)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識</p> <p>(8) (略)</p>	10	<p>第1 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 職員への防災知識の普及 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合を含む)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識</p> <p>(8) (略)</p>	地震編との整合																														
10	<p>2 市民への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施</p> <p>ア 総合防災訓練、講演会等の実施</p> <p>市は、市民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。</p> <p>実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、市民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を市民に周知させる。</p> <p>イ 防災とボランティア関連行事の実施</p> <p>市は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。</p> <p>ウ 東日本大震災発生日の位置づけ検討</p> <p>市は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日(3月11日)の位置づけについて検討する。</p>	10	<p>2 市民等への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施</p> <p>ア 総合防災訓練、講演会等の実施</p> <p>市は、市民等の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。</p> <p>実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、市民等の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を市民等に周知させる。</p> <p>イ 防災とボランティア関連行事の実施</p> <p>市は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く市民等を対象とした、防災関連行事の実施に努める。</p> <p>ウ 東日本大震災発生日の位置づけ検討</p> <p>市は、東日本大震災の教訓を忘れず、地震・津波への備えを普及・啓発するため、その発生日(3月11日)の位置づけについて検討する。</p>	県計画との整合 用語の統一																														

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
11	<p>(2) ハザードマップ等の活用 (略) —</p>	11	<p>(2) ハザードマップ等の活用 (略) <u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u></p>	県地域防災計画変更の反映
11	<p>(3) 専門家の活用 市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>津波災害に関する専門家の活用を図る。</u></p>	11	<p>(3) 専門家の活用 市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>気象防災アドバイザー等</u>、津波災害に関する専門家の活用を図る。</p>	県地域防災計画変更の反映
11	<p>(4) 普及・啓発の実施 市は、防災関係機関と連携し、<u>住民</u>等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。(略) 【市民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>①～③ (略) ④ <u>後発地震への注意を促す</u>情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識 ⑤ (略) ⑥ 避難行動に関する知識 (略) ・ 各地域における避難 <u>指示</u>等の伝達方法 など ⑦～⑧ (略) ⑨ 家庭内での予防安全対策 ・ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、<u>トイレットペーパー</u>等の備蓄 (略) ⑩ 災害時にとるべき行動 (略) ・ その他津波警報等の発表時や避難 <u>指示</u>等の <u>発令時</u>、<u>後発地震への注意を促す</u>情報が発信された場合にとるべき行動 (略) ⑪ (略)</p>	11	<p>(4) 普及・啓発の実施 市は、防災関係機関と連携し、<u>市民</u>等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。(略) 【市民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>①～③ (略) ④ <u>北海道・三陸沖後発地震注意</u>情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識 ⑤ (略) ⑥ 避難行動に関する知識 (略) ・ 各地域における避難 <u>の</u>指示等の伝達方法 など ⑦～⑧ (略) ⑨ 家庭内での予防安全対策 ・ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、<u>トイレットペーパー</u>等の備蓄 (略) ⑩ 災害時にとるべき行動 (略) ・ その他津波警報等の発表時や避難 <u>の</u>指示等 <u>が行われた場合</u>、<u>北海道・三陸沖後発地震への注意を促す</u>情報が発信された場合にとるべき行動 (略) ⑪ (略)</p>	用語の統一 県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
13	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>ア 要配慮者への配慮</p> <p>市は、防災知識等の普及に当たり、<u>外国語</u>パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者<u>の</u>常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等<u>多様な視点</u>に十分配慮する<u>。</u></p> <p>イ （略）</p> <p>(6) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>ア 災害時通信手段の利用推進</p> <p><u>東日本電信電話</u>（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図り、市は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p> <p>イ （略）</p> <p>(7)～(8) （略）</p>	13	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>ア 要配慮者への配慮</p> <p>市は、防災知識等の普及に当たり、<u>多言語</u>パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者、<u>妊産婦、乳幼児</u>の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等<u>に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>イ （略）</p> <p>(6) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>ア 災害時通信手段の利用推進</p> <p><u>NTT東日本</u>（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図り、市は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p> <p>イ （略）</p> <p>(7)～(8) （略）</p>	<p>県地域防災計画変更の反映</p> <p>地震編との整合</p> <p>委員意見の反映修正</p>
13	<p>3 （略）</p> <p>4 津波によって浸水が<u>予定</u>される地域での防災知識の普及</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知</p> <p>市は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も<u>地震</u>災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。</p>	14	<p>3 （略）</p> <p>4 津波によって浸水が<u>予想</u>される地域での防災知識の普及</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知</p> <p>市は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も<u>津波</u>災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。</p>	<p>県計画との整合</p>
14	<p>5 ドライバーへの啓発</p> <p>(1) 徒歩による避難の原則の徹底</p> <p>(略)</p> <p>その中で、地震・津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人<u>一人</u>の自動車の使用により渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し、自動車による避難の危険性を周知する。</p> <p>(2) （略）</p>	14	<p>5 ドライバーへの啓発</p> <p>(1) 徒歩による避難の原則の徹底</p> <p>(略)</p> <p>その中で、地震・津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人<u>ひとり</u>の自動車の使用により渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し、自動車による避難の危険性を周知する。</p> <p>(2) （略）</p>	<p>県計画との整合</p>
15	<p>6 社会教育施設や防災拠点の活用 （略）</p>	15	<p>6 社会教育施設や防災拠点の活用 （略）</p>	
15	<p>第2 市学校等教育機関における防災教育</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第9節／第2 市学校等教育機関における防災教育】と<u>同様</u>とする。(地-21)</p> <p>—</p>	15	<p>第2 市学校等教育機関における防災教育</p> <p>【地震災害対策編／第1章／第9節／第2 市学校等教育機関における防災教育】を<u>準用</u>する。(地-24)</p> <p><u>この場合において、同項中の記述「地震」を「津波」と読み替える。</u></p>	<p>用語の統一</p> <p>県地域防災計画変更の反映</p>

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
15	<p>第3 市民の取組 【地震災害対策編／第1章／第9節／第3 市民の取組】と同様とする。(地-22)</p> <p>第4 災害教訓の伝承 1～4は、【地震災害対策編／第1章／第9節／第4 災害教訓の伝承】と同様とする。(地-23)</p> <p>5 (略)</p>	15	<p>第3 市民の取組 【地震災害対策編／第1章／第9節／第3 市民の取組】を準用する。(地-25)</p> <p>第4 災害教訓の伝承 1～4は、【地震災害対策編／第1章／第9節／第4 災害教訓の伝承】を準用する。(地-26)</p> <p>5 (略)</p>	用語の統一												
16	<p>第9節 地震・津波防災訓練の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 地震・津波防災訓練の実施</td> <td>●危機対策課、教育委員会、<u> </u> 石巻市消防団</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 地震・津波防災訓練の実施	●危機対策課、教育委員会、 <u> </u> 石巻市消防団	(略)	16	<p>第9節 地震・津波防災訓練の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 地震・津波防災訓練の実施</td> <td>●危機対策課、教育委員会、<u>子育て支援課、子ども保育課</u>、石巻市消防団</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 地震・津波防災訓練の実施	●危機対策課、教育委員会、 <u>子育て支援課、子ども保育課</u> 、石巻市消防団	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関														
第1 地震・津波防災訓練の実施	●危機対策課、教育委員会、 <u> </u> 石巻市消防団	(略)														
項目	担当	関係機関														
第1 地震・津波防災訓練の実施	●危機対策課、教育委員会、 <u>子育て支援課、子ども保育課</u> 、石巻市消防団	(略)														
16	<p>第1 地震・津波防災訓練の実施 <u>以下を除き</u>、【地震災害対策編／第1章／第10節／第1 地震防災訓練の実施】と同様とする。(地-24)</p> <p><u>1</u> 学校等の防災訓練 (1) (略) (2) 校内外活動(自然体験学習、校外学習<u> </u>を含む)等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。 (3)～(5) (略)</p>	16	<p>第1 地震・津波防災訓練の実施 <u>1～3は</u>、【地震災害対策編／第1章／第10節／第1 地震防災訓練の実施】を準用する。(地-27)</p> <p><u>4</u> 学校等の防災訓練 (1) (略) (2) 校内外活動(自然体験学習、校外学習、<u>野外活動</u>を含む)等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。 (3)～(5) (略)</p>	用語の統一 県地域防災計画変更の反映												
16	<p><u>2</u> 事業所の防災訓練 (1) (略) (2) 企業等の施設等が津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際に指定緊急避難場所<u> </u>となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。 (3) 災害発生時に備え、市及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で助け<u>あ</u>う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。 (訓練内容) ア～オ (略) カ 災害時の危険物、有害物の漏<u>洩</u>等の対処訓練 キ～ケ (略)</p>	16	<p><u>5</u> 事業所の防災訓練 (1) (略) (2) 企業等の施設等が津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際に指定緊急避難場所<u>や指定避難所</u>となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。 (3) 災害発生時に備え、市及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で助け<u>合</u>う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。 (訓練内容) ア～オ (略) カ 災害時の危険物、有害物の漏<u>えい</u>等の対処訓練 キ～ケ (略)</p>	県地域防災計画変更の反映												

石巻市地域防災計画〔津波災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																		
18	<p>第10節 地域における防災体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 自主防災組織の育成</td> <td>危機対策課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 地区防災計画の提案</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 自主防災組織の育成 【地震災害対策編／第1章／第11節／第1 自主防災組織の育成】と同様とする。 (地-26)</p> <p>第2 地区防災計画の提案 【地震災害対策編／第1章／第11節／第2 地区防災計画の提案】と同様とする。 (地-26)</p>	項目	担当	関係機関	第1 自主防災組織の育成	危機対策課		第2 地区防災計画の提案	(略)		18	<p>第10節 地域における防災体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 自主防災組織の育成</td> <td>地域安全推進課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 地区防災計画の提案</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 自主防災組織の育成 【地震災害対策編／第1章／第11節／第1 自主防災組織の育成】を準用する。 (地-29)</p> <p>第2 地区防災計画の提案 【地震災害対策編／第1章／第11節／第2 地区防災計画の提案】を準用する。 (地-30)</p>	項目	担当	関係機関	第1 自主防災組織の育成	地域安全推進課		第2 地区防災計画の提案	(略)		<p>災対組織図の反映 用語の統一</p>
項目	担当	関係機関																				
第1 自主防災組織の育成	危機対策課																					
第2 地区防災計画の提案	(略)																					
項目	担当	関係機関																				
第1 自主防災組織の育成	地域安全推進課																					
第2 地区防災計画の提案	(略)																					
19	<p>第11節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第12節／第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備】と同様とする。(地-28)</p> <p>第2 災害ボランティアの養成 【地震災害対策編／第1章／第12節／第2 災害ボランティアの養成】と同様とする。(地-28)</p>	19	<p>第11節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第12節／第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備】を準用する。(地-31)</p> <p>第2 災害ボランティアの養成 【地震災害対策編／第1章／第12節／第2 災害ボランティアの養成】を準用する。 (地-32)</p>	<p>用語の統一</p>																		
20	<p>第12節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第1 企業等の役割 1(1)～(4)、2は、【地震災害対策編／第1章／第13節／第1 企業等の役割】と同様とする。(地-30) (5)市への報告 <u>主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市に報告するものとする。</u></p>	20	<p>第12節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第1 企業等の役割 【地震災害対策編／第1章／第13節／第1 企業等の役割】を準用する。(地-33) <u>(削除)</u></p>	<p>県計画との整合 用語の統一</p>																		
20	<p>第2 企業等の防災組織 【地震災害対策編／第1章／第13節／第2 企業等の防災組織】と同様とする。(地-31)</p>	20	<p>第2 企業等の防災組織 【地震災害対策編／第1章／第13節／第2 企業等の防災組織】を準用する。(地-34) <u>この場合において、同項8中の記述「耐震化」を「耐震化・耐浪化」と読み替える。</u></p>	<p>用語の統一 県地域防災計画変更の反映</p>																		
21	<p>第13節 津波調査研究等の推進 (略)</p>	21	<p>第13節 津波調査研究等の推進 (略)</p>																			

石巻市地域防災計画〔津波災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
22	<p>第14節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>第1 津波の観測・監視体制の整備 (略)</p> <p>第2 避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>1 市の対応</p> <p>(1) 避難指示等の発令基準の設定</p> <p>ア 発令基準の策定・見直し</p> <p>市は、津波警報等の内容に応じた避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」(平成17年3月策定)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p>	22	<p>第14節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>第1 津波の観測・監視体制の整備 (略)</p> <p>第2 避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>1 市の対応</p> <p>(1) 避難指示等の発令基準の設定</p> <p>ア 発令基準の策定・見直し</p> <p>市は、津波警報等の内容に応じた避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府、令和3年5月改定)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p>	県地域防災計画変更の反映
22	<p>(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 確実な伝達方法の確保</p> <p>市は、気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム(Jアラート)を整備すると共に、防災行政無線との自動起動を推進する。</p> <p>ウ～エ (略)</p>	22	<p>(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 確実な伝達方法の確保</p> <p>市は、気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム(Jアラート)、Lアラート(災害情報共有システム)等を整備すると共に、防災行政無線との自動起動を推進する。</p> <p>ウ～エ (略)</p>	県計画との整合
23	<p>(3) 伝達内容の検討</p> <p>市は、津波警報等、避難指示等を市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	23	<p>(3) 伝達内容の検討</p> <p>市は、津波警報等、避難指示等を周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	県地域防災計画変更の反映
24	<p>第15節 情報通信網の整備</p> <p>第1 県、関係機関等との災害通信網の整備</p> <p>【地震災害対策編/第1章/第15節/第1 県、関係機関等との災害通信網の整備】と同様とする。(地-33)</p> <p>第2 市民への通信体制の整備と周知</p> <p>【地震災害対策編/第1章/第15節/第2 市民への通信体制の整備と周知】と同様とする。(地-33)</p>	24	<p>第15節 情報通信網の整備</p> <p>第1 県、関係機関等との災害通信網の整備</p> <p>【地震災害対策編/第1章/第15節/第1 県、関係機関等との災害通信網の整備】を準用する。(地-36)</p> <p>第2 市民への通信体制の整備と周知</p> <p>【地震災害対策編/第1章/第15節/第2 市民への通信体制の整備と周知】を準用する。(地-36)</p>	用語の統一

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																														
25	<p>第16節 職員の配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 活動体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 業務継続計画(BCP)の整備</td> <td>●総務課、管財課、ICT総合推進課、その他関係課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 活動体制の整備	(略)		第2 業務継続計画(BCP)の整備	●総務課、管財課、ICT総合推進課、その他関係課		25	<p>第16節 職員の配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 活動体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 業務継続計画(BCP)の整備</td> <td>●総務課、管財課、DX推進課、その他関係課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 活動体制の整備	(略)		第2 業務継続計画(BCP)の整備	●総務課、管財課、DX推進課、その他関係課		組織変更に伴う修正												
項目	担当	関係機関																																
第1 活動体制の整備	(略)																																	
第2 業務継続計画(BCP)の整備	●総務課、管財課、ICT総合推進課、その他関係課																																	
項目	担当	関係機関																																
第1 活動体制の整備	(略)																																	
第2 業務継続計画(BCP)の整備	●総務課、管財課、DX推進課、その他関係課																																	
25	<p>第1 活動体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第16節／第1 活動体制の整備】と同様とする。(地-35)</p> <p>第2 業務継続計画(BCP)の整備 【地震災害対策編／第1章／第16節／第2 業務継続計画(BCP)の整備】と同様とする。(地-35)</p>	25	<p>第1 活動体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第16節／第1 活動体制の整備】を準用する。(地-38)</p> <p>第2 業務継続計画(BCP)の整備 【地震災害対策編／第1章／第16節／第2 業務継続計画(BCP)の整備】を準用する。(地-39)</p>	用語の統一																														
26	<p>第17節 防災拠点等の整備・充実</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災拠点の整備及び連携</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 防災拠点機能の確保・充実</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 防災用資機材等の整備・充実</td> <td>管財課、●危機対策課、__廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 防災用資機材の確保対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災拠点の整備及び連携	(略)		第2 防災拠点機能の確保・充実			第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、__廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課		第4 防災用資機材の確保対策			26	<p>第17節 防災拠点等の整備・充実</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災拠点の整備及び連携</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 防災拠点機能の確保・充実</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 防災用資機材等の整備・充実</td> <td>管財課、●危機対策課、地域安全推進課、廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 防災用資機材の確保対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災拠点の整備及び連携	(略)		第2 防災拠点機能の確保・充実			第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、地域安全推進課、廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課		第4 防災用資機材の確保対策			組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																																
第1 防災拠点の整備及び連携	(略)																																	
第2 防災拠点機能の確保・充実																																		
第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、__廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課																																	
第4 防災用資機材の確保対策																																		
項目	担当	関係機関																																
第1 防災拠点の整備及び連携	(略)																																	
第2 防災拠点機能の確保・充実																																		
第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、地域安全推進課、廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課																																	
第4 防災用資機材の確保対策																																		
26	<p>第1 防災拠点の整備及び連携 【地震災害対策編／第1章／第17節／第1 防災拠点の整備及び連携】と同様とする。(地-37)</p> <p>第2 防災拠点機能の確保・充実 【地震災害対策編／第1章／第17節／第2 防災拠点機能の確保・充実】と同様とする。(地-37)</p> <p>第3 防災用資機材等の整備・充実 【地震災害対策編／第1章／第17節／第3 防災用資機材等の整備・充実】と同様とする。(地-38)</p> <p>第4 防災用資機材の確保対策 【地震災害対策編／第1章／第17節／第4 防災用資機材の確保対策】と同様とする。(地-38)</p>	26	<p>第1 防災拠点の整備及び連携 【地震災害対策編／第1章／第17節／第1 防災拠点の整備及び連携】を準用する。(地-40) <u>この場合において、同項中の記述「耐震化」を「耐震化・耐浪化」と読み替える。</u></p> <p>第2 防災拠点機能の確保・充実 【地震災害対策編／第1章／第17節／第2 防災拠点機能の確保・充実】を準用する。(地-40)</p> <p>第3 防災用資機材等の整備・充実 【地震災害対策編／第1章／第17節／第3 防災用資機材等の整備・充実】を準用する。(地-41)</p> <p>第4 防災用資機材の確保対策 【地震災害対策編／第1章／第17節／第4 防災用資機材の確保対策】を準用する。(地-41)</p>	用語の統一 県地域防災計画変更の反映																														

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																				
27	<p>第18節 相互応援体制の整備</p> <p>第1 相互応援体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第18節／第1 相互応援体制の整備】と同様とする。(地-39)</p> <p>第2 応援体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第18節／第2 応援体制の整備】と同様とする。(地-40)</p> <p>第3 自衛隊との連携 【地震災害対策編／第1章／第18節／第3 自衛隊との連携】と同様とする。(地-40)</p>	27	<p>第18節 相互応援体制の整備</p> <p>第1 相互応援体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第18節／第1 相互応援体制の整備】を準用する。(地-42)</p> <p>第2 応援体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第18節／第2 応援体制の整備】を準用する。(地-43)</p> <p>第3 自衛隊との連携 【地震災害対策編／第1章／第18節／第3 自衛隊との連携】を準用する。(地-43)</p>	用語の統一																																				
28	<p>第19節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 医療救護体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 医薬品等の供給体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 福祉支援体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 医療救護体制の整備	(略)	(略)	第2 医薬品等の供給体制の整備	(略)	(略)	第3 福祉支援体制の整備	(略)	(略)	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)		28	<p>第19節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 医療救護体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 医薬品等の供給体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 福祉支援体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備</td> <td>●危機対策課、健康推進課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5 栄養支援体制の整備</td> <td>健康推進課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 医療救護体制の整備	(略)	(略)	第2 医薬品等の供給体制の整備	(略)	(略)	第3 福祉支援体制の整備	(略)		第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備	●危機対策課、健康推進課		第5 栄養支援体制の整備	健康推進課		本編記載内容の反映
項目	担当	関係機関																																						
第1 医療救護体制の整備	(略)	(略)																																						
第2 医薬品等の供給体制の整備	(略)	(略)																																						
第3 福祉支援体制の整備	(略)	(略)																																						
(新設)	(新設)																																							
(新設)	(新設)																																							
項目	担当	関係機関																																						
第1 医療救護体制の整備	(略)	(略)																																						
第2 医薬品等の供給体制の整備	(略)	(略)																																						
第3 福祉支援体制の整備	(略)																																							
第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備	●危機対策課、健康推進課																																							
第5 栄養支援体制の整備	健康推進課																																							
28	<p>第1 医療救護体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第19節／第1 医療救護体制の整備】と同様とする。(地-41)</p> <p>第2 医薬品等の供給体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第19節／第2 医薬品等の供給体制の整備】と同様とする。(地-42)</p>	28	<p>第1 医療救護体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第19節／第1 医療救護体制の整備】を準用する。(地-44)</p> <p>第2 医薬品等の供給体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第19節／第2 医薬品等の供給体制の整備】を準用する。(地-45)</p>	用語の統一																																				
28	<p>第3 福祉支援体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第19節／第3 福祉支援体制の整備】と同様とする。(地-42)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	28	<p>第3 福祉支援体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第19節／第3 福祉支援体制の整備】を準用する。(地-45)</p> <p>第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備 【地震災害対策編／第1章／第19節／第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備】を準用する。(地-47)</p> <p>第5 栄養支援体制の整備</p>	用語の統一 県地域防災計画変更の反映																																				

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																				
			【地震災害対策編／第1章／第19節／第4 栄養支援体制の整備】を準用する。(地-47)																																					
29	第20節 火災予防対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 火災予防対策</td> <td>危機対策課、石巻市消防団</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 火災予防対策	危機対策課、石巻市消防団	(略)	29	第20節 火災予防対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 火災予防対策</td> <td>●地域安全推進課、石巻市消防団</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 「●」は主務担当を示す。	項目	担当	関係機関	第1 火災予防対策	●地域安全推進課、石巻市消防団	(略)	災対組織図の反映																								
項目	担当	関係機関																																						
第1 火災予防対策	危機対策課、石巻市消防団	(略)																																						
項目	担当	関係機関																																						
第1 火災予防対策	●地域安全推進課、石巻市消防団	(略)																																						
29	第1 火災予防対策 【地震災害対策編／第1章／第20節／第1 火災予防対策】と同様とする。(地-45)	29	第1 火災予防対策 【地震災害対策編／第1章／第20節／第1 火災予防対策】を準用する。(地-48)	用語の統一																																				
30	第21節 緊急輸送体制の整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3 障害物除去体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>仙台河川国道事務所、 東部地方振興事務所、 東部土木事務所、 石巻港湾事務所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第3 障害物除去体制の整備	(略)	仙台河川国道事務所、 東部地方振興事務所、 東部土木事務所、 石巻港湾事務所	30	第21節 緊急輸送体制の整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3 障害物除去体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>仙台河川国道事務所、 南三陸沿岸国道事務所、 東部地方振興事務所、 東部土木事務所、 石巻港湾事務所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第3 障害物除去体制の整備	(略)	仙台河川国道事務所、 南三陸沿岸国道事務所、 東部地方振興事務所、 東部土木事務所、 石巻港湾事務所	委員意見の反映修正																								
項目	担当	関係機関																																						
第3 障害物除去体制の整備	(略)	仙台河川国道事務所、 東部地方振興事務所、 東部土木事務所、 石巻港湾事務所																																						
項目	担当	関係機関																																						
第3 障害物除去体制の整備	(略)	仙台河川国道事務所、 南三陸沿岸国道事務所、 東部地方振興事務所、 東部土木事務所、 石巻港湾事務所																																						
30	第1 輸送体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第21節／第1 輸送体制の整備】と同様とする。(地-47) 第2 燃料確保体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第21節／第2 燃料確保体制の整備】と同様とする。(地-48) 第3 障害物除去体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第21節／第3 障害物除去体制の整備】と同様とする。(地-48)	30	第1 輸送体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第21節／第1 輸送体制の整備】を準用する。(地-50) 第2 燃料確保体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第21節／第2 燃料確保体制の整備】を準用する。(地-51) 第3 障害物除去体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第21節／第3 障害物除去体制の整備】を準用する。(地-52)	用語の統一																																				
31	第22節 避難対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難所等の確保、整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難誘導体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 消防機関等の対応</td> <td>危機対策課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4 津波避難計画の策定</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5 市民への周知</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難所等の確保、整備	(略)	(略)	第2 避難誘導体制の整備	(略)	(略)	第3 消防機関等の対応	危機対策課	(略)	第4 津波避難計画の策定	(略)	(略)	第5 市民への周知	(略)	(略)	31	第22節 避難対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難所等の確保、整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難誘導体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 消防機関等の対応</td> <td>●危機対策課、地域安全推進課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4 津波避難計画の策定</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5 市民等への周知</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難所等の確保、整備	(略)	(略)	第2 避難誘導体制の整備	(略)	(略)	第3 消防機関等の対応	●危機対策課、地域安全推進課	(略)	第4 津波避難計画の策定	(略)	(略)	第5 市民等への周知	(略)	(略)	災対組織図の反映
項目	担当	関係機関																																						
第1 避難所等の確保、整備	(略)	(略)																																						
第2 避難誘導体制の整備	(略)	(略)																																						
第3 消防機関等の対応	危機対策課	(略)																																						
第4 津波避難計画の策定	(略)	(略)																																						
第5 市民への周知	(略)	(略)																																						
項目	担当	関係機関																																						
第1 避難所等の確保、整備	(略)	(略)																																						
第2 避難誘導体制の整備	(略)	(略)																																						
第3 消防機関等の対応	●危機対策課、地域安全推進課	(略)																																						
第4 津波避難計画の策定	(略)	(略)																																						
第5 市民等への周知	(略)	(略)																																						

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																				
31	第1 避難所等の確保、整備 【地震災害対策編／第1章／第22節／第1 避難所等の確保、整備】と同様とする。 (地-50)	31	第1 避難所等の確保、整備 【地震災害対策編／第1章／第22節／第1 避難所等の確保、整備】を準用する。 (地-53)	用語の統一																																				
31	第2 避難誘導體制の整備 【地震災害対策編／第1章／第22節／第2 避難誘導體制の整備】と同様とする。 (地-52) 第3 消防機関等の対応 (略)	31	第2 避難誘導體制の整備 【地震災害対策編／第1章／第22節／第2 避難誘導體制の整備】を準用する。 (地-55) 第3 消防機関等の対応 (略)	用語の統一																																				
32	第4 津波避難計画の策定 1 市の対応 (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底 (略) また、避難指示等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン」(平成17年3月策定)を参考とする。 市民への周知内容 ア～カ (略) (2) (略) (3) 地域防災力の向上 (略) なお、防災マップの作成に当たっては市民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進をはかるよう努める。 (4) (略) 第5 市民への周知 【地震災害対策編／第1章／第22節／第3 市民への周知】と同様とする。(地-52)	32	第4 津波避難計画の策定 1 市の対応 (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底 (略) また、避難指示等の具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府、令和3年5月改定)を参考とする。 市民等への周知内容 ア～カ (略) (2) (略) (3) 地域防災力の向上 (略) なお、ハザードマップの作成に当たっては市民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。 (4) (略) 第5 市民等への周知 【地震災害対策編／第1章／第22節／第3 市民等への周知】を準用する。(地-56)	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映 委員意見の反映修正																																				
34	第23節 避難受入れ対策 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難所の運営・管理対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 広域避難の対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 応急仮設住宅対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 帰宅困難者対策</td> <td>地域振興課、商工課、●観光課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5 孤立地区対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難所の運営・管理対策	(略)	(略)	第2 広域避難の対策	(略)		第3 応急仮設住宅対策	(略)		第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光課		第5 孤立地区対策	(略)	(略)	34	第23節 避難受入れ対策 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難所の運営・管理対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 広域避難の対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 応急仮設住宅対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 帰宅困難者対策</td> <td>地域振興課、商工課、●観光政策課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5 孤立地区対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難所の運営・管理対策	(略)	(略)	第2 広域避難の対策	(略)		第3 応急仮設住宅対策	(略)		第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光政策課		第5 孤立地区対策	(略)	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																																						
第1 避難所の運営・管理対策	(略)	(略)																																						
第2 広域避難の対策	(略)																																							
第3 応急仮設住宅対策	(略)																																							
第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光課																																							
第5 孤立地区対策	(略)	(略)																																						
項目	担当	関係機関																																						
第1 避難所の運営・管理対策	(略)	(略)																																						
第2 広域避難の対策	(略)																																							
第3 応急仮設住宅対策	(略)																																							
第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光政策課																																							
第5 孤立地区対策	(略)	(略)																																						
34	第1 避難所の運営・管理対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第1 避難所の運営・管理対策】と同様とする。 (地-53)	34	第1 避難所の運営・管理対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第1 避難所の運営・管理対策】を準用する。 (地-57)	用語の統一																																				

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
	第2 広域避難の対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第2 広域避難の対策】と同様とする。(地-54)		第2 広域避難の対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第2 広域避難の対策】を準用する。(地-59)																									
34	第3 応急仮設住宅対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第3 応急仮設住宅対策】と同様とする。(地-54) 第4 帰宅困難者対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第4 帰宅困難者対策】と同様とする。(地-54) 第5 孤立地区対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第5 孤立地区対策】と同様とする。(地-54)	34	第3 応急仮設住宅対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第3 応急仮設住宅対策】を準用する。(地-59) 第4 帰宅困難者対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第4 帰宅困難者対策】を準用する。(地-59) 第5 孤立地区対策 【地震災害対策編／第1章／第23節／第5 孤立地区対策】を準用する。(地-60)	用語の統一																								
35	第2 4 節 食料、飲料水及び生活物資の確保 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 備蓄体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 食料等の調達体制の整備</td> <td>危機対策課、●産業推進課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 受援体制の確保</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 備蓄体制の整備	(略)		第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、●産業推進課	(略)	第3 受援体制の確保	(略)	(略)	35	第2 4 節 食料、飲料水及び生活物資の確保 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 備蓄体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 食料等の調達体制の整備</td> <td>危機対策課、環境課、●産業推進課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 受援体制の確保</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 備蓄体制の整備	(略)		第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、環境課、●産業推進課	(略)	第3 受援体制の確保	(略)	(略)	災対組織図の反映
項目	担当	関係機関																										
第1 備蓄体制の整備	(略)																											
第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、●産業推進課	(略)																										
第3 受援体制の確保	(略)	(略)																										
項目	担当	関係機関																										
第1 備蓄体制の整備	(略)																											
第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、環境課、●産業推進課	(略)																										
第3 受援体制の確保	(略)	(略)																										
35	第1 備蓄体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第24節／第1 備蓄体制の整備】と同様とする。(地-56) 第2 食料等の調達体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第24節／第2 食料等の調達体制の整備】と同様とする。(地-56) 第3 受援体制の確保 【地震災害対策編／第1章／第24節／第3 受援体制の確保】と同様とする。(地-57)	35	第1 備蓄体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第24節／第1 備蓄体制の整備】を準用する。(地-61) 第2 食料等の調達体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第24節／第2 食料等の調達体制の整備】を準用する。(地-62) 第3 受援体制の確保 【地震災害対策編／第1章／第24節／第3 受援体制の確保】を準用する。(地-62)	用語の統一																								
36	第2 5 節 要配慮者・避難行動要支援者への対策 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 高齢者、障害者等への支援対策</td> <td>危機対策課、介護福祉課、●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、学校教育課、石巻市消防団</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 外国人への支援対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 旅行者への支援対策</td> <td>観光課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、学校教育課、石巻市消防団	(略)	第2 外国人への支援対策	(略)		第3 旅行者への支援対策	観光課		36	第2 5 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 高齢者、障害者等への支援対策</td> <td>危機対策課、介護福祉課、●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、<u>学校安全推進課</u>、学校教育課、石巻市消防団</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 外国人への支援対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 旅行者への支援対策</td> <td>観光政策課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、 <u>学校安全推進課</u> 、学校教育課、石巻市消防団	(略)	第2 外国人への支援対策	(略)		第3 旅行者への支援対策	観光政策課		組織変更に伴う修正 委員意見の反映修正
項目	担当	関係機関																										
第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、学校教育課、石巻市消防団	(略)																										
第2 外国人への支援対策	(略)																											
第3 旅行者への支援対策	観光課																											
項目	担当	関係機関																										
第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、 <u>学校安全推進課</u> 、学校教育課、石巻市消防団	(略)																										
第2 外国人への支援対策	(略)																											
第3 旅行者への支援対策	観光政策課																											

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
36	<p>第1 高齢者、障害者等への支援対策 【地震災害対策編／第1章／第25節／第1 高齢者、障害者等への支援対策】と同様とする。(地-58)</p> <p>第2 外国人への支援対策 【地震災害対策編／第1章／第25節／第2 外国人への支援対策】と同様とする。(地-63)</p>	36	<p>第1 高齢者、障害者等への支援対策 【地震災害対策編／第1章／第25節／第1 高齢者、障害者等への支援対策】を準用する。(地-63)</p> <p>第2 外国人への支援対策 【地震災害対策編／第1章／第25節／第2 外国人への支援対策】を準用する。(地-68)</p>	用語の統一
36	<p>第3 旅行者への支援対策 【地震災害対策編／第1章／第25節／第3 旅行者への支援対策】と同様とする。(地-63)</p>	36	<p>第3 旅行者への支援対策 【地震災害対策編／第1章／第25節／第3 旅行者への支援対策】を準用する。(地-69)</p>	用語の統一
37	<p>第2 6節 複合災害対策 第1 複合災害を考慮した対策の検討 【地震災害対策編／第1章／第26節／第1 複合災害を考慮した対策の検討】と同様とする。(地-64)</p> <p>第2 防災力の向上 【地震災害対策編／第1章／第26節／第2 防災力の向上】と同様とする。(地-64)</p>	37	<p>第2 6節 複合災害対策 第1 複合災害を考慮した対策の検討 【地震災害対策編／第1章／第26節／第1 複合災害を考慮した対策の検討】を準用する。(地-70)</p> <p>第2 防災力の向上 【地震災害対策編／第1章／第26節／第2 防災力の向上】を準用する。(地-70)</p>	用語の統一
38	<p>第2 7節 災害廃棄物対策 第1 処理体制の整備 1～2は、【地震災害対策編／第1章／第27節／第1 処理体制の整備】と同様とする。(地-65)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 一時保管場所の確保 【地震災害対策編／第1章／第27節／第2 一時保管場所の確保】と同様とする。(地-65)</p>	38	<p>第2 7節 災害廃棄物対策 第1 処理体制の整備 1～2は、【地震災害対策編／第1章／第27節／第1 処理体制の整備】を準用する。(地-71)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 一時保管場所の確保 【地震災害対策編／第1章／第27節／第2 一時保管場所の確保】を準用する。(地-72)</p>	用語の統一
39	<p>第2 8節 積雪寒冷地域における津波災害予防 第1 除雪体制等の整備 【地震災害対策編／第1章／第28節／第1 除雪体制等の整備】と同様とする。(地-67)</p> <p>第2 避難所体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第28節／第2 避難所体制の整備】と同様とする。(地-67)</p>	39	<p>第2 8節 積雪寒冷地域における津波災害予防 第1 除雪体制等の整備 【地震災害対策編／第1章／第28節／第1 除雪体制等の整備】を準用する。(地-73)</p> <p>第2 避難所体制の整備 【地震災害対策編／第1章／第28節／第2 避難所体制の整備】を準用する。(地-73)</p>	用語の統一

石巻市地域防災計画〔津波災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																	
-	(新設)	40	<p>第29節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項</p> <table border="1" data-bbox="1389 281 2448 562"> <thead> <tr> <th data-bbox="1389 281 1774 327">項 目</th> <th data-bbox="1774 281 2160 327">担 当</th> <th data-bbox="2160 281 2448 327">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1389 327 1774 470">第1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域</td> <td data-bbox="1774 327 2160 470">危機対策課</td> <td data-bbox="2160 327 2448 470"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 470 1774 562">第2 津波避難対策緊急事業計画の作成</td> <td data-bbox="1774 470 2160 562">危機対策課</td> <td data-bbox="2160 470 2448 562"></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域</p> <p>本市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）の規定により、津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）に指定されている。</p> <p>第2 津波避難対策緊急事業計画の作成</p> <p>市長は、特別強化地域の指定があったときは、当該特別強化地域について、市防災会議が定める推進計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画を作成することができる。</p> <p>1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業</p> <p>2 前項の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業</p> <p>3 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。第15条において「集団移転促進法」という。）第2条第2項に規定する集団移転促進事業をいい、第15条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。）</p> <p>4 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業</p> <p>なお、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業に係る津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を、以下のとおり定める。</p> <table border="1" data-bbox="1389 1583 2448 1772"> <thead> <tr> <th data-bbox="1389 1583 1798 1675">津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th data-bbox="1798 1583 2071 1675">津波避難対策緊急事業を行う区域</th> <th data-bbox="2071 1583 2220 1675">目標</th> <th data-bbox="2220 1583 2448 1675">達成期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1389 1675 1798 1772">避難場所の整備事業</td> <td data-bbox="1798 1675 2071 1772">羽黒町二丁目地区</td> <td data-bbox="2071 1675 2220 1772">1箇所</td> <td data-bbox="2220 1675 2448 1772">令和8年度～令和9年度</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	関係機関	第1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域	危機対策課		第2 津波避難対策緊急事業計画の作成	危機対策課		津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	津波避難対策緊急事業を行う区域	目標	達成期間	避難場所の整備事業	羽黒町二丁目地区	1箇所	令和8年度～令和9年度	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策推進計画に基づく津波避難対策緊急事業の追加
項 目	担 当	関係機関																			
第1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域	危機対策課																				
第2 津波避難対策緊急事業計画の作成	危機対策課																				
津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	津波避難対策緊急事業を行う区域	目標	達成期間																		
避難場所の整備事業	羽黒町二丁目地区	1箇所	令和8年度～令和9年度																		

石巻市地域防災計画〔津波災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																				
41	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災活動体制</p> <p>第1 配備体制</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第1節／第1 配備体制】と同様とする。(地-69)</p> <p>第2 災害対策本部</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第1節／第2 災害対策本部】と同様とする。(地-75)</p> <p>第3 警戒本部・特別警戒本部</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第1節／第3 警戒本部・特別警戒本部】と同様とする。(地-86)</p> <p>第4 各機関の体制</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第1節／第4 各機関の体制】と同様とする。(地-87)</p>	41	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災活動体制</p> <p>第1 配備体制</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第1節／第1 配備体制】を準用する。(地-75)</p> <p><u>この場合において、同項2中の記述「避難情報」を「避難指示等」と読み替える。</u></p> <p>第2 災害対策本部</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第1節／第2 災害対策本部】を準用する。(地-81)</p> <p>第3 警戒本部・特別警戒本部</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第1節／第3 警戒本部・特別警戒本部】を準用する。(地-90)</p> <p>第4 各機関の体制</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第1節／第4 各機関の体制】を準用する。(地-91)</p>	用語の統一 県地域防災計画変更の反映																				
42	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 情報管理体制</td> <td rowspan="5">各災対部・支部</td> <td rowspan="5">宮城県復興・危機管理総務課、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合</td> </tr> <tr> <td>第2 被害情報の収集・報告</td> </tr> <tr> <td>第3 津波情報の伝達</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 情報管理体制	各災対部・支部	宮城県復興・危機管理総務課、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合	第2 被害情報の収集・報告	第3 津波情報の伝達	(新設)	(新設)	42	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 情報管理体制</td> <td rowspan="5">各災対部・支部</td> <td rowspan="5">宮城県防災推進課、東部地方振興事務所、東部保健福祉事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合</td> </tr> <tr> <td>第2 被害情報の収集・報告</td> </tr> <tr> <td>第3 津波情報の伝達</td> </tr> <tr> <td>第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報</td> </tr> <tr> <td>第5 通信・放送手段の確保</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 情報管理体制	各災対部・支部	宮城県防災推進課、東部地方振興事務所、東部保健福祉事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合	第2 被害情報の収集・報告	第3 津波情報の伝達	第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報	第5 通信・放送手段の確保	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合
項目	担当	関係機関																						
第1 情報管理体制	各災対部・支部	宮城県復興・危機管理総務課、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合																						
第2 被害情報の収集・報告																								
第3 津波情報の伝達																								
(新設)																								
(新設)																								
項目	担当	関係機関																						
第1 情報管理体制	各災対部・支部	宮城県防災推進課、東部地方振興事務所、東部保健福祉事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合																						
第2 被害情報の収集・報告																								
第3 津波情報の伝達																								
第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報																								
第5 通信・放送手段の確保																								
42	<p>第1 情報管理体制</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第2節／第1 情報管理体制】と同様とする。(地-88)</p> <p>第2 被害情報の収集・報告</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第2節／第2 被害情報の収集・報告】と同様とする。(地-89)</p>	42	<p>第1 情報管理体制</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第2節／第1 情報管理体制】を準用する。(地-92)</p> <p>第2 被害情報の収集・報告</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第2節／第2 被害情報の収集・報告】を準用する。(地-93)</p>	用語の統一																				

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																				
42	<p>第3 津波情報の伝達</p> <p>1 津波警報等 (略)</p> <p>(1) 津波警報等</p> <p>津波警報等の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波警報等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の__高さが高いところ で3mを超える場合</td> <td>10m超(10m<予想__高 さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> </tr> <tr> <td>10m(5m<予想__高さ≦ 10m)</td> </tr> <tr> <td>5m(3m<予想__高さ≦5 m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の__高さが高い ところで1mを超え、3m以下 の場合</td> <td>3m(1m<予想__高さ≦3 m)</td> <td>高い</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の__高さが高い ところで0.2m以上、1m以下 の場合であって、津波による災 害のおそれがある場合</td> <td>1m(0.2m≦予想__高さ≦1 m)</td> <td>表記なし</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の__高さが高いところ で3mを超える場合	10m超(10m<予想__高 さ)	巨大	10m(5m<予想__高さ≦ 10m)	5m(3m<予想__高さ≦5 m)	津波警報	予想される津波の__高さが高い ところで1mを超え、3m以下 の場合	3m(1m<予想__高さ≦3 m)	高い	津波注意報	予想される津波の__高さが高い ところで0.2m以上、1m以下 の場合であって、津波による災 害のおそれがある場合	1m(0.2m≦予想__高さ≦1 m)	表記なし	42	<p>第3 津波情報の伝達</p> <p>1 津波警報等 (略)</p> <p>(1) 津波警報等</p> <p>津波警報等の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波警報等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の<u>最大波</u>の高 さが高いところで3mを超える場 合</td> <td>10m超(10m<予想<u>される</u> <u>津波の最大波</u>の高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> </tr> <tr> <td>10m(5m<予想<u>される</u><u>津波</u> <u>の最大波</u>の高さ≦10m)</td> </tr> <tr> <td>5m(3m<予想<u>される</u><u>津波</u> <u>の最大波</u>の高さ≦5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の<u>最大波</u>の高 さが高いところで1mを超え、3 m以下の場合</td> <td>3m(1m<予想<u>される</u><u>津波</u> <u>の最大波</u>の高さ≦3m)</td> <td>高い</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の<u>最大波</u>の高 さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波に よる災害のおそれがある場合</td> <td>1m(0.2m≦予想<u>される</u><u>津波</u> <u>の最大波</u>の高さ≦1m)</td> <td>表記なし</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の <u>最大波</u> の高 さが高いところで3mを超える場 合	10m超(10m<予想 <u>される</u> <u>津波の最大波</u> の高さ)	巨大	10m(5m<予想 <u>される</u> <u>津波</u> <u>の最大波</u> の高さ≦10m)	5m(3m<予想 <u>される</u> <u>津波</u> <u>の最大波</u> の高さ≦5m)	津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高 さが高いところで1mを超え、3 m以下の場合	3m(1m<予想 <u>される</u> <u>津波</u> <u>の最大波</u> の高さ≦3m)	高い	津波注意報	予想される津波の <u>最大波</u> の高 さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波に よる災害のおそれがある場合	1m(0.2m≦予想 <u>される</u> <u>津波</u> <u>の最大波</u> の高さ≦1m)	表記なし	県地域防災計画変更の反映
津波警報等の種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																					
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の__高さが高いところ で3mを超える場合	10m超(10m<予想__高 さ)	巨大																																					
		10m(5m<予想__高さ≦ 10m)																																						
		5m(3m<予想__高さ≦5 m)																																						
津波警報	予想される津波の__高さが高い ところで1mを超え、3m以下 の場合	3m(1m<予想__高さ≦3 m)	高い																																					
津波注意報	予想される津波の__高さが高い ところで0.2m以上、1m以下 の場合であって、津波による災 害のおそれがある場合	1m(0.2m≦予想__高さ≦1 m)	表記なし																																					
津波警報等の種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																					
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の <u>最大波</u> の高 さが高いところで3mを超える場 合	10m超(10m<予想 <u>される</u> <u>津波の最大波</u> の高さ)	巨大																																					
		10m(5m<予想 <u>される</u> <u>津波</u> <u>の最大波</u> の高さ≦10m)																																						
		5m(3m<予想 <u>される</u> <u>津波</u> <u>の最大波</u> の高さ≦5m)																																						
津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高 さが高いところで1mを超え、3 m以下の場合	3m(1m<予想 <u>される</u> <u>津波</u> <u>の最大波</u> の高さ≦3m)	高い																																					
津波注意報	予想される津波の <u>最大波</u> の高 さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波に よる災害のおそれがある場合	1m(0.2m≦予想 <u>される</u> <u>津波</u> <u>の最大波</u> の高さ≦1m)	表記なし																																					
42	<p>(2) 津波情報</p> <p>気象庁は、津波警報等を発表した場合__、__津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ<u>などを</u>発表する。</p> <p>津波情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報__</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻__や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表__</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表__</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	種類	内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 __	各津波予報区の津波の到達予想時刻 __ や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類 の表 に記載)を発表	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 __	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 __	43	<p>(2) 津波情報</p> <p>気象庁は、津波警報等を発表した場合<u>には、各津波予報区</u>の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、<u>各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報</u>で発表する。</p> <p>津波情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報注1)</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表注3)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注1)</u>「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。</p> <p><u>注2)</u>この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p><u>注3)</u>津波観測に関する情報の発表内容について</p>	種類	内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 注2) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類 の表 に記載)を発表	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 注3)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 注4)	県計画との整合																
種類	内容																																							
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 __	各津波予報区の津波の到達予想時刻 __ や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類 の表 に記載)を発表																																							
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																							
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 __																																							
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 __																																							
種類	内容																																							
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 注2) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類 の表 に記載)を発表																																							
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																							
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 注3)																																							
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 注4)																																							

石巻市地域防災計画〔津波災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																
			<p>・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。</p> <p>・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>																	
-	(新設)	43	<p>沿岸で観測された津波の最大波の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1 m 超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1 m 以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0.2m 以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m 未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(全ての場合)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※何らかの原因でデータが入手できなくなった場合などには、津波の観測ができなくなっている観測点の状況を速やかに周知するために「欠測」と発表する。</p> <p>注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。</p> <p>・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1 m 超	数値で発表	1 m 以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m 以上	数値で発表	0.2m 未満	「観測中」と発表	津波注意報	(全ての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	県計画との整合 委員意見の反映修正
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																		
大津波警報	1 m 超	数値で発表																		
	1 m 以下	「観測中」と発表																		
津波警報	0.2m 以上	数値で発表																		
	0.2m 未満	「観測中」と発表																		
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																		
-	(新設)	44	<p>沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値^{注5)})の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>3 m 超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3 m 以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>1 m 超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1 m 以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(全ての場合)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「観測中」と発表	津波警報	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「観測中」と発表	津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	県計画との整合
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																		
大津波警報	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																		
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「観測中」と発表																		
津波警報	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																		
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「観測中」と発表																		
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																		

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
			<u>注5) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値だけではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u>																									
43	<p>2 津波予報 (略)</p> <p>津波予報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表される場合</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>3 津波警報等の伝達 (略)</p>	発表される場合	内 容	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	44	<p>2 津波予報 (略)</p> <p>津波予報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき^{注)}(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき^{注)}(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。</p> <p>3 津波警報等の伝達 (略)</p>	発表基準	内 容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^{注)} (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき ^{注)} (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	県計画との整合								
発表される場合	内 容																											
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を発表																											
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																											
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																											
発表基準	内 容																											
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																											
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^{注)} (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																											
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき ^{注)} (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																											
-	(新設)	45	<u>第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報</u> 【地震災害対策編/第2章/第2節/第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報】を準用する。(地-100)	県地域防災計画変更の反映																								
-	(新設)	45	<u>第5 通信・放送手段の確保</u> 【地震災害対策編/第2章/第2節/第5 通信・放送手段の確保】を準用する。(地-101)	県地域防災計画変更の反映																								
44	<p>第3節 災害広報活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>担 当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 社会的混乱の防止</td> <td>(総)本部連絡室、●(総)広報班、(保)救護班、(保)避難収容班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 市民への広報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 報道機関への対応</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	関係機関	第1 社会的混乱の防止	(総)本部連絡室、●(総)広報班、(保)救護班、(保)避難収容班		第2 市民への広報			第3 報道機関への対応	(略)		46	<p>第3節 災害広報活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>担 当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 社会的混乱の防止</td> <td>(危)本部連絡室、●(総)広報班、(保)救護班、(保)避難収容班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 市民等への広報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 報道機関への対応</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	関係機関	第1 社会的混乱の防止	(危)本部連絡室、●(総)広報班、(保)救護班、(保)避難収容班		第2 市民等への広報			第3 報道機関への対応	(略)		組織変更に伴う修正 県地域防災計画変更の反映
項 目	担 当	関係機関																										
第1 社会的混乱の防止	(総)本部連絡室、●(総)広報班、(保)救護班、(保)避難収容班																											
第2 市民への広報																												
第3 報道機関への対応	(略)																											
項 目	担 当	関係機関																										
第1 社会的混乱の防止	(危)本部連絡室、●(総)広報班、(保)救護班、(保)避難収容班																											
第2 市民等への広報																												
第3 報道機関への対応	(略)																											
44	<p>第1 社会的混乱の防止 【地震災害対策編/第2章/第3節/第1 社会的混乱の防止】と同様とする。(地-95)</p> <p>第2 市民への広報 【地震災害対策編/第2章/第3節/第2 市民への広報】と同様とする。(地-95)</p>	46	<p>第1 社会的混乱の防止 【地震災害対策編/第2章/第3節/第1 社会的混乱の防止】を準用する。(地-103)</p> <p>第2 市民等への広報 【地震災害対策編/第2章/第3節/第2 市民等への広報】を準用する。(地-103) この場合において、同節第2/1/(4)中の記述「避難情報」を「避難指示等」と読み替える。</p>	用語の統一 県地域防災計画変更の反映																								

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
	第3 報道機関への対応 【地震災害対策編／第2章／第3節／第3 報道機関への対応】と同様とする。(地-97)		第3 報道機関への対応 【地震災害対策編／第2章／第3節／第3 報道機関への対応】を準用する。(地-105)													
45	第4節 相互応援活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 自治体等への応援要請</td> <td>(総) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 自治体等への応援要請	(総) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	(略)	47	第4節 相互応援活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 自治体等への応援要請</td> <td>(危) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 自治体等への応援要請	(危) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関														
第1 自治体等への応援要請	(総) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	(略)														
項目	担当	関係機関														
第1 自治体等への応援要請	(危) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	(略)														
45	第1 自治体等への応援要請 【地震災害対策編／第2章／第4節／第1 自治体等への応援要請】と同様とする。(地-98)	47	第1 自治体等への応援要請 【地震災害対策編／第2章／第4節／第1 自治体等への応援要請】を準用する。(地-106)	用語の統一												
46	第5節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の適用 【地震災害対策編／第2章／第5節／第1 災害救助法の適用】と同様とする。(地-100) 第2 救助の種類 【地震災害対策編／第2章／第5節／第2 救助の種類】と同様とする。(地-101)	48	第5節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の適用 【地震災害対策編／第2章／第5節／第1 災害救助法の適用】を準用する。(地-108) 第2 救助の種類 【地震災害対策編／第2章／第5節／第2 救助の種類】を準用する。(地-109)	用語の統一												
47	第6節 自衛隊の災害派遣 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 自衛隊の災害派遣</td> <td>(総) 本部連絡室</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 自衛隊の災害派遣	(総) 本部連絡室	(略)	49	第6節 自衛隊の災害派遣 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 自衛隊の災害派遣</td> <td>(危) 本部連絡室</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 自衛隊の災害派遣	(危) 本部連絡室	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関														
第1 自衛隊の災害派遣	(総) 本部連絡室	(略)														
項目	担当	関係機関														
第1 自衛隊の災害派遣	(危) 本部連絡室	(略)														
47	第1 自衛隊の災害派遣 【地震災害対策編／第2章／第6節／第1 自衛隊の災害派遣】と同様とする。(地-102)	49	第1 自衛隊の災害派遣 【地震災害対策編／第2章／第6節／第1 自衛隊の災害派遣】を準用する。(地-110)	用語の統一												
48	第7節 救急・救助活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 救急・救助活動</td> <td>●<u>災対総務部</u>、災対建設部、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 救急・救助活動	● <u>災対総務部</u> 、災対建設部、(消) 警防班	(略)	50	第7節 救急・救助活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 救急・救助活動</td> <td>●(危) <u>本部連絡室</u>、災対建設部、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 救急・救助活動	●(危) <u>本部連絡室</u> 、災対建設部、(消) 警防班	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関														
第1 救急・救助活動	● <u>災対総務部</u> 、災対建設部、(消) 警防班	(略)														
項目	担当	関係機関														
第1 救急・救助活動	●(危) <u>本部連絡室</u> 、災対建設部、(消) 警防班	(略)														
48	第1 救急・救助活動 【地震災害対策編／第2章／第7節／第1 救急・救助活動】と同様とする。(地-105)	50	第1 救急・救助活動 【地震災害対策編／第2章／第7節／第1 救急・救助活動】を準用する。(地-113) <u>この場合において、同節第1／1／(1)／アの記述「消防・警察機関」を「消防・警察機関及び地元漁業関係者等」と読み替える。</u>	用語の統一 県地域防災計画変更の反映												
49	第8節 医療救護活動 第1 初動医療活動	51	第8節 医療救護活動 第1 初動医療活動	用語の統一												

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
	【地震災害対策編／第2章／第8節／第1 初動医療活動】と同様とする。(地-107)		【地震災害対策編／第2章／第8節／第1 初動医療活動】を準用する。(地-116)																									
50	第9節 消火活動 第1 地震火災の消火活動 【地震災害対策編／第2章／第9節／第1 消火活動】と同様とする。(地-110) 第2 津波火災の消火活動 (略)	52	第9節 消火活動 第1 地震火災の消火活動 【地震災害対策編／第2章／第9節／第1 消火活動】を準用する。(地-119) 第2 津波火災の消火活動 (略)	用語の統一																								
51	第10節 交通・輸送活動 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:30%;">担 当</th> <th style="width:50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 交通規制</td> <td>(総) 本部連絡室、(産) 農林班、● (建) 道路班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 緊急輸送路等の確保</td> <td>(略)</td> <td>仙台河川国道事務所、 石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関</td> </tr> <tr> <td>第3 輸送の確保</td> <td>(総) 本部連絡室、● (総) 管財班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	関係機関	第1 交通規制	(総) 本部連絡室、(産) 農林班、● (建) 道路班	(略)	第2 緊急輸送路等の確保	(略)	仙台河川国道事務所、 石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関	第3 輸送の確保	(総) 本部連絡室、● (総) 管財班	(略)	53	第10節 交通・輸送活動 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:30%;">担 当</th> <th style="width:50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 交通規制</td> <td>(危) 本部連絡室、(産) 農林班、● (建) 道路班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 緊急輸送路等の確保</td> <td>(略)</td> <td>仙台河川国道事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所</u>、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関</td> </tr> <tr> <td>第3 輸送の確保</td> <td>(危) 本部連絡室、● (総) 管財班</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	関係機関	第1 交通規制	(危) 本部連絡室、(産) 農林班、● (建) 道路班	(略)	第2 緊急輸送路等の確保	(略)	仙台河川国道事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所</u> 、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関	第3 輸送の確保	(危) 本部連絡室、● (総) 管財班	(略)	組織変更に伴う修正 委員意見の反映修正
項 目	担 当	関係機関																										
第1 交通規制	(総) 本部連絡室、(産) 農林班、● (建) 道路班	(略)																										
第2 緊急輸送路等の確保	(略)	仙台河川国道事務所、 石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関																										
第3 輸送の確保	(総) 本部連絡室、● (総) 管財班	(略)																										
項 目	担 当	関係機関																										
第1 交通規制	(危) 本部連絡室、(産) 農林班、● (建) 道路班	(略)																										
第2 緊急輸送路等の確保	(略)	仙台河川国道事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所</u> 、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関																										
第3 輸送の確保	(危) 本部連絡室、● (総) 管財班	(略)																										
51	第1 交通規制 【地震災害対策編／第2章／第10節／第1 交通規制】と同様とする。(地-112) 第2 緊急輸送路等の確保 【地震災害対策編／第2章／第10節／第2 緊急輸送路等の確保】と同様とする。(地-114) 第3 輸送の確保 【地震災害対策編／第2章／第10節／第3 輸送の確保】と同様とする。(地-116)	53	第1 交通規制 【地震災害対策編／第2章／第10節／第1 交通規制】を準用する。(地-121) 第2 緊急輸送路等の確保 【地震災害対策編／第2章／第10節／第2 緊急輸送路等の確保】を準用する。(地-124) 第3 輸送の確保 【地震災害対策編／第2章／第10節／第3 輸送の確保】を準用する。(地-126)	用語の統一																								
52	第11節 ヘリコプターの活動 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:30%;">担 当</th> <th style="width:50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ヘリコプターの活用</td> <td>(総) 本部連絡室</td> <td>石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城県災害対策本部、自衛隊、第二管区海上保安部</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	関係機関	第1 ヘリコプターの活用	(総) 本部連絡室	石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城県災害対策本部、自衛隊、第二管区海上保安部	54	第11節 ヘリコプターの活動 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:30%;">担 当</th> <th style="width:50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ヘリコプターの活用</td> <td>(危) 本部連絡室</td> <td>石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城県災害対策本部、自衛隊、第二管区海上保安部</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	関係機関	第1 ヘリコプターの活用	(危) 本部連絡室	石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城県災害対策本部、自衛隊、第二管区海上保安部	組織変更に伴う修正 脱字の修正												
項 目	担 当	関係機関																										
第1 ヘリコプターの活用	(総) 本部連絡室	石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城県災害対策本部、自衛隊、第二管区海上保安部																										
項 目	担 当	関係機関																										
第1 ヘリコプターの活用	(危) 本部連絡室	石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城県災害対策本部、自衛隊、第二管区海上保安部																										

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																																																		
52	第1 ヘリコプターの活用 【地震災害対策編／第2章／第11節／第1 ヘリコプターの活用】と同様とする。 (地-117)	54	第1 ヘリコプターの活用 【地震災害対策編／第2章／第11節／第1 ヘリコプターの活用】を準用する。 (地-127)	用語の統一																																																																		
53	第12節 避難活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難情報の発令</td> <td>市長、●(総)本部連絡室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 避難の指示の内容及び周知</td> <td>(総)本部連絡室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 避難誘導</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4 避難所の開設</td> <td>(総)本部連絡室、●(保)避難収容班、(教)学校教育班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5 避難所の運営</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7 帰宅困難者対策</td> <td>(総)本部連絡室、●(産)観光班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8 孤立集落対策</td> <td>●(総)本部連絡室、(保)救護班、(保)援護班、(産)総務班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第9 広域避難</td> <td>●(総)本部連絡室、(保)避難収容班</td> <td>宮城県復興・危機管理総務課</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難情報の発令	市長、●(総)本部連絡室		第2 避難の指示の内容及び周知	(総)本部連絡室		第3 避難誘導	(略)	(略)	第4 避難所の開設	(総)本部連絡室、●(保)避難収容班、(教)学校教育班		第5 避難所の運営	(略)	(略)	第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援対策	(略)		第7 帰宅困難者対策	(総)本部連絡室、●(産)観光班		第8 孤立集落対策	●(総)本部連絡室、(保)救護班、(保)援護班、(産)総務班	(略)	第9 広域避難	●(総)本部連絡室、(保)避難収容班	宮城県復興・危機管理総務課	(新設)			55	第12節 避難活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難の指示等</td> <td>市長、●(危)本部連絡室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 避難の指示等の内容及び周知</td> <td>(危)本部連絡室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 避難誘導</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4 避難所の開設</td> <td>(危)本部連絡室、●(保)避難収容班、(教)学校教育班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5 避難所の運営</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7 帰宅困難者対策</td> <td>(危)本部連絡室、●(産)観光班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8 孤立集落対策</td> <td>●(危)本部連絡室、(保)救護班、(保)援護班、(産)総務班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第9 広域避難</td> <td>●(危)本部連絡室、(保)避難収容班</td> <td>宮城県防災推進課</td> </tr> <tr> <td>第10 在宅避難者への支援</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難の指示等	市長、●(危)本部連絡室		第2 避難の指示等の内容及び周知	(危)本部連絡室		第3 避難誘導	(略)	(略)	第4 避難所の開設	(危)本部連絡室、●(保)避難収容班、(教)学校教育班		第5 避難所の運営	(略)	(略)	第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援	(略)		第7 帰宅困難者対策	(危)本部連絡室、●(産)観光班		第8 孤立集落対策	●(危)本部連絡室、(保)救護班、(保)援護班、(産)総務班	(略)	第9 広域避難	●(危)本部連絡室、(保)避難収容班	宮城県防災推進課	第10 在宅避難者への支援			県地域防災計画変更の反映 組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																																																																				
第1 避難情報の発令	市長、●(総)本部連絡室																																																																					
第2 避難の指示の内容及び周知	(総)本部連絡室																																																																					
第3 避難誘導	(略)	(略)																																																																				
第4 避難所の開設	(総)本部連絡室、●(保)避難収容班、(教)学校教育班																																																																					
第5 避難所の運営	(略)	(略)																																																																				
第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援対策	(略)																																																																					
第7 帰宅困難者対策	(総)本部連絡室、●(産)観光班																																																																					
第8 孤立集落対策	●(総)本部連絡室、(保)救護班、(保)援護班、(産)総務班	(略)																																																																				
第9 広域避難	●(総)本部連絡室、(保)避難収容班	宮城県復興・危機管理総務課																																																																				
(新設)																																																																						
項目	担当	関係機関																																																																				
第1 避難の指示等	市長、●(危)本部連絡室																																																																					
第2 避難の指示等の内容及び周知	(危)本部連絡室																																																																					
第3 避難誘導	(略)	(略)																																																																				
第4 避難所の開設	(危)本部連絡室、●(保)避難収容班、(教)学校教育班																																																																					
第5 避難所の運営	(略)	(略)																																																																				
第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援	(略)																																																																					
第7 帰宅困難者対策	(危)本部連絡室、●(産)観光班																																																																					
第8 孤立集落対策	●(危)本部連絡室、(保)救護班、(保)援護班、(産)総務班	(略)																																																																				
第9 広域避難	●(危)本部連絡室、(保)避難収容班	宮城県防災推進課																																																																				
第10 在宅避難者への支援																																																																						
53	第1 避難情報の発令 【地震災害対策編／第2章／第12節／第1 避難情報の発令】と同様とする。(地-118)	55	第1 避難の指示等 【地震災害対策編／第2章／第12節／第1 避難の指示等】を準用する。(地-128)	用語の統一																																																																		
53	第2 避難の指示の内容及び周知 1 (略)	55	第2 避難の指示等の内容及び周知 1 (略)	県計画との整合																																																																		
54	2 避難指示等の発令対象地域 (1) (略) (2) 津波警報時 (略) 津波警報が発表されたときの避難指示の発令対象地域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>エリア</th> <th>津波警報が発表されたときの避難指示の発令対象地域</th> <th>開設を予定する津波避難場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 石巻西エリア</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	エリア	津波警報が発表されたときの避難指示の発令対象地域	開設を予定する津波避難場所等	(1) 石巻西エリア	(略)	(略)	56	2 避難指示等の発令対象地域 (1) (略) (2) 津波警報時 (略) 津波警報が発表されたときの避難指示の発令対象地域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>エリア</th> <th>津波警報が発表されたときの避難指示の発令対象地域</th> <th>開設を予定する津波避難場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 石巻西エリア</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	エリア	津波警報が発表されたときの避難指示の発令対象地域	開設を予定する津波避難場所等	(1) 石巻西エリア	(略)	(略)	対象地域一部町名変更に伴う修正																																																						
エリア	津波警報が発表されたときの避難指示の発令対象地域	開設を予定する津波避難場所等																																																																				
(1) 石巻西エリア	(略)	(略)																																																																				
エリア	津波警報が発表されたときの避難指示の発令対象地域	開設を予定する津波避難場所等																																																																				
(1) 石巻西エリア	(略)	(略)																																																																				

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前		頁	修正案		修正理由等
	(2) 石巻東エリア	川口町1、2、3丁目の一部、 <u>明神町</u> 1丁目の一部、魚町1、 2、3丁目、渡波字長浜、松原 町の一部、長浜町の一部、幸町 の一部、渡波町3丁目の一部 ※上記津波注意報発表時に加 え、高盛土道路等より海側エリ アが対象地域	(略)	(2) 石巻東エリア	川口町1、2、3丁目の一部、 <u>湊東</u> 1丁目の一部、魚町1、 2、3丁目、渡波字長浜、松原 町の一部、長浜町の一部、幸町 の一部、渡波町3丁目の一部 ※上記津波注意報発表時に加 え、高盛土道路等より海側エリ アが対象地域	(略)
	(3) 半島沿岸部 低平地エリア	(略)	(略)	(3) 半島沿岸部 低平地エリア	(略)	(略)
	(3) (略)		(3) (略)			
55	3 避難指示等の伝達 (1) 避難指示の内容 (略) ア～エ (略) オ 避難 指示等の理由 カ (略) (2) 避難の周知 ア 市は、避難 指示 の伝達を次の方法で行う。 (ア)～(オ) (略) イ (略) (3) 関係機関への報告・通知 (略)		57	3 避難指示等の伝達 (1) 避難指示の内容 (略) ア～エ (略) オ 避難 の指示等の理由 カ (略) (2) 避難の周知 ア 市は、避難 の指示等 の伝達を次の方法で行う。 (ア)～(オ) (略) イ (略) (3) 関係機関への報告・通知 (略)		県計画との整合
55	第3 避難誘導 【地震災害対策編／第2章／第12節／第3 避難誘導】と同様とする。(地-119) 第4 避難所の開設 【地震災害対策編／第2章／第12節／第4 避難所の開設】と同様とする。(地-120)		57	第3 避難誘導 【地震災害対策編／第2章／第12節／第3 避難誘導】を準用する。(地-130) 第4 避難所の開設 【地震災害対策編／第2章／第12節／第4 避難所の開設】を準用する。(地-130)		用語の統一
55	第5 避難所の運営 【地震災害対策編／第2章／第12節／第5 避難所の運営】と同様とする。(地-120)		58	第5 避難所の運営 【地震災害対策編／第2章／第12節／第5 避難所の運営】を準用する。(地-130)		用語の統一 県地域防災計画変更の反映
56	第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援対策 【地震災害対策編／第2章／第12節／第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援対策】と同様とする。(地-122) 第7 帰宅困難者対策 【地震災害対策編／第2章／第12節／第7 帰宅困難者対策】と同様とする。(地-122) —		第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援 【地震災害対策編／第2章／第12節／第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援】を準用する。(地-133) 第7 帰宅困難者対策 【地震災害対策編／第2章／第12節／第7 帰宅困難者対策】を準用する。(地-134) <u>この場合において、同節第7／3／(1)の記述「一斉帰宅行動を抑制するため」を「現在いる場所が津波に対して安全である場合は、一斉帰宅行動を抑制するため」と読み替える。</u>			
	第8 孤立集落対策			第8 孤立集落対策		

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
	【地震災害対策編／第2章／第12節／第8 孤立集落対策】と同様とする。(地-123) 第9 広域避難 【地震災害対策編／第2章／第12節／第9 広域避難】と同様とする。(地-123)		【地震災害対策編／第2章／第12節／第8 孤立集落対策】を準用する。(地-134) 第9 広域避難 【地震災害対策編／第2章／第12節／第9 広域避難】を準用する。(地-134)																									
-	(新設)	58	第10 在宅避難者への支援 【地震災害対策編／第2章／第12節／第10 在宅避難者への支援】を準用する。 (地-135)	県計画との整合																								
57	第13節 応急仮設住宅等の確保 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 住宅の応急修理</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)等の確保</td> <td>●(保) 仮設住宅管理班、(建) 建築班</td> <td>東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県震災援護室</td> </tr> <tr> <td>第3 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理等</td> <td>●(保) 仮設住宅管理班、(建) 住宅班</td> <td>宮城県震災援護室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 住宅の応急修理	(略)		第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)等の確保	●(保) 仮設住宅管理班、(建) 建築班	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県震災援護室	第3 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理等	●(保) 仮設住宅管理班、(建) 住宅班	宮城県震災援護室	59	第13節 応急仮設住宅等の確保 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 住宅の応急修理</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)等の確保</td> <td>●(保) 生活再建支援班、(建) 建築班</td> <td>東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県復興支援・伝承課</td> </tr> <tr> <td>第3 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理等</td> <td>●(保) 生活再建支援班、(建) 住宅班</td> <td>宮城県復興支援・伝承課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 住宅の応急修理	(略)		第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)等の確保	●(保) 生活再建支援班、(建) 建築班	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県復興支援・伝承課	第3 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理等	●(保) 生活再建支援班、(建) 住宅班	宮城県復興支援・伝承課	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																										
第1 住宅の応急修理	(略)																											
第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)等の確保	●(保) 仮設住宅管理班、(建) 建築班	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県震災援護室																										
第3 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理等	●(保) 仮設住宅管理班、(建) 住宅班	宮城県震災援護室																										
項目	担当	関係機関																										
第1 住宅の応急修理	(略)																											
第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)等の確保	●(保) 生活再建支援班、(建) 建築班	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県復興支援・伝承課																										
第3 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理等	●(保) 生活再建支援班、(建) 住宅班	宮城県復興支援・伝承課																										
57	第1 住宅の応急修理 【地震災害対策編／第2章／第13節／第1 住宅の応急修理】と同様とする。(地-124) 第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)等の確保 【地震災害対策編／第2章／第13節／第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)等の確保】と同様とする。(地-124) 第3 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理等 【地震災害対策編／第2章／第13節／第3 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理等】と同様とする。(地-125)	59	第1 住宅の応急修理 【地震災害対策編／第2章／第13節／第1 住宅の応急修理】を準用する。(地-136) 第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)等の確保 【地震災害対策編／第2章／第13節／第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)等の確保】を準用する。(地-136) 第3 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理等 【地震災害対策編／第2章／第13節／第3 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理等】を準用する。(地-137)	用語の統一																								
58	第14節 相談活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 相談活動</td> <td>● 災対総務部、(保) 生活再建支援班、災害対策支部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 相談活動	● 災対総務部、(保) 生活再建支援班、災害対策支部		60	第14節 相談活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 相談活動</td> <td>● (危) 本部連絡室、(保) 生活再建支援班、災害対策支部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 相談活動	● (危) 本部連絡室、(保) 生活再建支援班、災害対策支部		組織変更に伴う修正												
項目	担当	関係機関																										
第1 相談活動	● 災対総務部、(保) 生活再建支援班、災害対策支部																											
項目	担当	関係機関																										
第1 相談活動	● (危) 本部連絡室、(保) 生活再建支援班、災害対策支部																											
58	第1 相談活動 【地震災害対策編／第2章／第14節／第1 相談活動】と同様とする。(地-128)	60	第1 相談活動 【地震災害対策編／第2章／第14節／第1 相談活動】を準用する。(地-140)	用語の統一																								

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																														
59	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 災害発生時避難支援の構築</td> <td>(総) 本部連絡室、(復) 応援班(地域振興課)、(保) 救護班、</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難誘導等の支援</td> <td>● (保) 援護班、(保) 避難収容班、(保) 応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産) 商工班、(教) 学校教育班、(消) 警防班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 避難所等における支援</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 外国人や旅行者への支援</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 災害発生時避難支援の構築	(総) 本部連絡室、(復) 応援班(地域振興課)、(保) 救護班、	(略)	第2 避難誘導等の支援	● (保) 援護班、(保) 避難収容班、(保) 応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産) 商工班、(教) 学校教育班、(消) 警防班		第3 避難所等における支援			第4 外国人や旅行者への支援	(略)		61	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 災害発生時避難支援の構築</td> <td>(危) 本部連絡室、(復) 応援班(地域振興課)、(保) 救護班、</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難誘導等の支援</td> <td>● (保) 援護班、(保) 避難収容班、(保) 応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産) 商工班、(教) 学校教育班、(消) 警防班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 避難所等における支援</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 外国人や旅行者への支援</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 災害発生時避難支援の構築	(危) 本部連絡室、(復) 応援班(地域振興課)、(保) 救護班、	(略)	第2 避難誘導等の支援	● (保) 援護班、(保) 避難収容班、(保) 応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産) 商工班、(教) 学校教育班、(消) 警防班		第3 避難所等における支援			第4 外国人や旅行者への支援	(略)		組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																																
第1 災害発生時避難支援の構築	(総) 本部連絡室、(復) 応援班(地域振興課)、(保) 救護班、	(略)																																
第2 避難誘導等の支援	● (保) 援護班、(保) 避難収容班、(保) 応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産) 商工班、(教) 学校教育班、(消) 警防班																																	
第3 避難所等における支援																																		
第4 外国人や旅行者への支援	(略)																																	
項目	担当	関係機関																																
第1 災害発生時避難支援の構築	(危) 本部連絡室、(復) 応援班(地域振興課)、(保) 救護班、	(略)																																
第2 避難誘導等の支援	● (保) 援護班、(保) 避難収容班、(保) 応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産) 商工班、(教) 学校教育班、(消) 警防班																																	
第3 避難所等における支援																																		
第4 外国人や旅行者への支援	(略)																																	
59	<p>第1 災害発生時避難支援の構築 【地震災害対策編/第2章/第15節/第1 災害発生時避難支援の構築】と同様とする。(地-129)</p> <p>第2 避難誘導等の支援 【地震災害対策編/第2章/第15節/第2 避難誘導等の支援】と同様とする。(地-129)</p> <p>第3 避難所等における支援 【地震災害対策編/第2章/第15節/第3 避難所等における支援】と同様とする。(地-130)</p> <p>第4 外国人や旅行者への支援 【地震災害対策編/第2章/第15節/第4 外国人や旅行者への支援】と同様とする。(地-131)</p>	61	<p>第1 災害発生時避難支援の構築 【地震災害対策編/第2章/第15節/第1 災害発生時避難支援の構築】を準用する。(地-141)</p> <p>第2 避難誘導等の支援 【地震災害対策編/第2章/第15節/第2 避難誘導等の支援】を準用する。(地-141)</p> <p>第3 避難所等における支援 【地震災害対策編/第2章/第15節/第3 避難所等における支援】を準用する。(地-142)</p> <p>第4 外国人や旅行者への支援 【地震災害対策編/第2章/第15節/第4 外国人や旅行者への支援】を準用する。(地-143)</p>	用語の統一																														
60	<p>第16節 <u>愛玩動物</u>の収容対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 <u>ペット</u>対策</td> <td>● (市) 防疫班、(保) 避難収容班</td> <td>東部保健福祉事務所、宮城県獣医師会石巻支部</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 <u>ペット</u> 対策	● (市) 防疫班、(保) 避難収容班	東部保健福祉事務所、宮城県獣医師会石巻支部	62	<p>第16節 <u>家庭動物</u>の収容対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 <u>家庭動物に対する</u>対策</td> <td>● (市) 防疫班、(保) 避難収容班</td> <td>東部保健福祉事務所、(公社) 宮城県獣医師会石巻支部</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 <u>家庭動物に対する</u> 対策	● (市) 防疫班、(保) 避難収容班	東部保健福祉事務所、(公社) 宮城県獣医師会石巻支部	県地域防災計画変更の反映 記載の適正化																		
項目	担当	関係機関																																
第1 <u>ペット</u> 対策	● (市) 防疫班、(保) 避難収容班	東部保健福祉事務所、宮城県獣医師会石巻支部																																
項目	担当	関係機関																																
第1 <u>家庭動物に対する</u> 対策	● (市) 防疫班、(保) 避難収容班	東部保健福祉事務所、(公社) 宮城県獣医師会石巻支部																																
60	<p>第1 <u>ペット</u>対策 【地震災害対策編/第2章/第16節/第1 <u>ペット</u>対策】と同様とする。(地-132)</p>	62	<p>第1 <u>家庭動物に対する</u>対策 【地震災害対策編/第2章/第16節/第1 <u>家庭動物に対する</u>対策】を準用する。(地-144)</p>	県地域防災計画変更の反映																														
61	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1 食料の供給 【地震災害対策編/第2章/第17節/第1 食料の供給】と同様とする。(地-133)</p> <p>第2 生活物資の供給 【地震災害対策編/第2章/第17節/第2 生活物資の供給】と同様とする。(地-134)</p> <p>第3 給水</p>	63	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1 食料の供給 【地震災害対策編/第2章/第17節/第1 食料の供給】を準用する。(地-146)</p> <p>第2 生活物資の供給 【地震災害対策編/第2章/第17節/第2 生活物資の供給】を準用する。(地-148)</p> <p>第3 給水</p>	用語の統一																														

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
	<p>【地震災害対策編／第2章／第17節／第3 給水】と同様とする。(地-135)</p> <p>第4 救援物資の受入れ</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第17節／第4 救援物資の受入れ】と同様とする。(地-136)</p> <p>第5 物資集配拠点の設置</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第17節／第5 物資集配拠点の設置】と同様とする。(地-136)</p>		<p>【地震災害対策編／第2章／第17節／第3 給水】を準用する。(地-148)</p> <p>第4 救援物資の受入れ</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第17節／第4 救援物資の受入れ】を準用する。(地-149)</p> <p>第5 物資集配拠点の設置</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第17節／第5 物資集配拠点の設置】を準用する。(地-149)</p>																									
62	<p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 防疫活動</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第18節／第1 防疫活動】と同様とする。(地-137)</p> <p>第2 保健衛生活動</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第18節／第2 保健衛生活動】と同様とする。(地-138)</p>	64	<p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 防疫活動</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第18節／第1 防疫活動】を準用する。(地-150)</p> <p>第2 保健衛生活動</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第18節／第2 保健衛生活動】を準用する。(地-151)</p>	用語の統一																								
63	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <table border="1" data-bbox="210 894 1273 1178"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 遺体の搜索</td> <td>● (総) 本部連絡室、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 遺体の収容・処理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 遺体の埋葬</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 遺体の搜索	● (総) 本部連絡室、(消) 警防班	(略)	第2 遺体の収容・処理	(略)	(略)	第3 遺体の埋葬	(略)	(略)	65	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <table border="1" data-bbox="1391 894 2454 1178"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 遺体の搜索</td> <td>● (危) 本部連絡室、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 遺体の収容・処理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 遺体の埋葬</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 遺体の搜索	● (危) 本部連絡室、(消) 警防班	(略)	第2 遺体の収容・処理	(略)	(略)	第3 遺体の埋葬	(略)	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																										
第1 遺体の搜索	● (総) 本部連絡室、(消) 警防班	(略)																										
第2 遺体の収容・処理	(略)	(略)																										
第3 遺体の埋葬	(略)	(略)																										
項目	担当	関係機関																										
第1 遺体の搜索	● (危) 本部連絡室、(消) 警防班	(略)																										
第2 遺体の収容・処理	(略)	(略)																										
第3 遺体の埋葬	(略)	(略)																										
63	<p>第1 遺体の搜索</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第19節／第1 遺体の搜索】と同様とする。(地-141)</p> <p>第2 遺体の収容・処理</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第19節／第2 遺体の収容・処理】と同様とする。(地-141)</p> <p>第3 遺体の埋葬</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第19節／第3 遺体の埋葬】と同様とする。(地-142)</p>	65	<p>第1 遺体の搜索</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第19節／第1 遺体の搜索】を準用する。(地-154)</p> <p>第2 遺体の収容・処理</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第19節／第2 遺体の収容・処理】を準用する。(地-154)</p> <p>第3 遺体の埋葬</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第19節／第3 遺体の埋葬】を準用する。(地-155)</p>	用語の統一																								
64	<p>第20節 災害廃棄物処理活動</p> <p>第1 災害廃棄物の処理</p> <p>1～6は、【地震災害対策編／第2章／第20節／第1 災害廃棄物の処理】と同様とする。(地-143)</p> <p>7 (略)</p> <p>第2 し尿の処理</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第20節／第2 し尿の処理】と同様とする。(地-144)</p>	66	<p>第20節 災害廃棄物処理活動</p> <p>第1 災害廃棄物の処理</p> <p>1～6は、【地震災害対策編／第2章／第20節／第1 災害廃棄物の処理】を準用する。(地-156)</p> <p>7 (略)</p> <p>第2 し尿の処理</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第20節／第2 し尿の処理】を準用する。(地-157)</p>	用語の統一																								

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																		
65	<p>第2 1 節 社会秩序の維持活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 警備対策</td> <td>（消）警防班</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2 物価監視</td> <td>（保）応援班（総合相談センター）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 警備対策	（消）警防班	（略）	第2 物価監視	（保）応援班（総合相談センター）	（略）	67	<p>第2 1 節 社会秩序維持活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 警備対策</td> <td>地域安全推進課、（消）警防班</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第2 物価監視</td> <td>地域安全推進課、（保）応援班（総合相談センター）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 警備対策	地域安全推進課、（消）警防班	（略）	第2 物価監視	地域安全推進課、（保）応援班（総合相談センター）	（略）	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																				
第1 警備対策	（消）警防班	（略）																				
第2 物価監視	（保）応援班（総合相談センター）	（略）																				
項目	担当	関係機関																				
第1 警備対策	地域安全推進課、（消）警防班	（略）																				
第2 物価監視	地域安全推進課、（保）応援班（総合相談センター）	（略）																				
65	<p>第1 警備対策 【地震災害対策編／第2章／第21節／第1 警備対策】と同様とする。（地-145）</p> <p>第2 物価監視 【地震災害対策編／第2章／第21節／第2 物価監視】と同様とする。（地-145）</p>	67	<p>第1 警備対策 【地震災害対策編／第2章／第21節／第1 警備対策】を準用する。（地-158）</p> <p>第2 物価監視 【地震災害対策編／第2章／第21節／第2 物価監視】を準用する。（地-158）</p>	用語の統一																		
66	<p>第2 2 節 教育活動</p> <p>第1 災害発生時の対応 【地震災害対策編／第2章／第22節／第1 災害発生時の対応】と同様とする。（地-146）</p> <p>第2 学校施設等の応急措置 【地震災害対策編／第2章／第22節／第2 学校施設等の応急措置】と同様とする。（地-146）</p> <p>第3 教育の実施 【地震災害対策編／第2章／第22節／第3 教育の実施】と同様とする。（地-147）</p> <p>第4 文化財対策 【地震災害対策編／第2章／第22節／第4 文化財対策】と同様とする。（地-148）</p>	68	<p>第2 2 節 教育活動</p> <p>第1 災害発生時の対応 【地震災害対策編／第2章／第22節／第1 災害発生時の対応】を準用する。（地-159）</p> <p>第2 学校施設等の応急措置 【地震災害対策編／第2章／第22節／第2 学校施設等の応急措置】を準用する。（地-159）</p> <p>第3 教育の実施 【地震災害対策編／第2章／第22節／第3 教育の実施】を準用する。（地-160）</p> <p>第4 文化財対策 【地震災害対策編／第2章／第22節／第4 文化財対策】を準用する。（地-161）</p>	用語の統一																		
67	<p>第2 3 節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p>第1 防災資機材の確保 【地震災害対策編／第2章／第23節／第1 防災資機材の確保】と同様とする。（地-149）</p> <p>第2 労働力の確保 【地震災害対策編／第2章／第23節／第2 労働力の確保】と同様とする。（地-149）</p>	69	<p>第2 3 節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p>第1 防災資機材の確保 【地震災害対策編／第2章／第23節／第1 防災資機材の確保】を準用する。（地-162）</p> <p>第2 労働力の確保 【地震災害対策編／第2章／第23節／第2 労働力の確保】を準用する。（地-162）</p>	用語の統一 委員意見の反映修正																		

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
68	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 公共土木施設</td> <td>(略)</td> <td> 仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、<u>—</u> 東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株) 仙台支社、東日本高速道路(株) </td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 公共土木施設	(略)	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>—</u> 東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株) 仙台支社、東日本高速道路(株)	70	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 公共土木施設</td> <td>(略)</td> <td> 仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、<u>南三陸沿岸国道事務所</u>、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株) 仙台支社、東日本高速道路(株) </td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 公共土木施設	(略)	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所</u> 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株) 仙台支社、東日本高速道路(株)	委員意見の反映修正
項目	担当	関係機関														
第1 公共土木施設	(略)	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>—</u> 東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株) 仙台支社、東日本高速道路(株)														
項目	担当	関係機関														
第1 公共土木施設	(略)	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所</u> 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株) 仙台支社、東日本高速道路(株)														
68	<p>第1 公共土木施設</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第24節／第1 公共土木施設】と同様とする。(地-150)</p> <p><u>—</u></p>	70	<p>第1 公共土木施設</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第24節／第1 公共土木施設】を準用する。(地-163)</p> <p><u>この場合において、記述を以下の通りに読み替える。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同節第1／3／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」／1／(1)「地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)」を「津波の危険がなくなった後」と読み替える。 ・同節第1／4／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」／1／(1)「地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)」を「津波の危険がなくなった後」と読み替える。 ・同節第1／5／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」 「地震発生後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)」を「津波の危険がなくなった後」と読み替える。 ・同節第1／6／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」／1 「地震発生後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)」を「津波の危険がなくなった後」と読み替える。 ・同節第1／6／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」／1 「地震災害後」を「地震・津波災害後」と読み替える。 	用語の統一 県地域防災計画変更の反映												

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
69	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復興</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ライフライン施設</td> <td>(建) ポンプ場班、 ● (建) 巡視班</td> <td>宮城県下水道公社、東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター、東日本電信電話(株)宮城事業部、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、(一社)宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻地方広域水道企業団、石巻ガス(株)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 ライフライン施設	(建) ポンプ場班、 ● (建) 巡視班	宮城県下水道公社、東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター、東日本電信電話(株)宮城事業部、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、(一社)宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻地方広域水道企業団、石巻ガス(株)	71	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ライフライン施設</td> <td>(建) ポンプ場班、 ● (建) 巡視班</td> <td>東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター、NTT東日本(株)宮城事業部、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、(一社)宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻地方広域水道企業団、石巻ガス(株)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 ライフライン施設	(建) ポンプ場班、 ● (建) 巡視班	東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター、NTT東日本(株)宮城事業部、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、(一社)宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻地方広域水道企業団、石巻ガス(株)	用語の統一 県担当課意見の反映修正 委員意見の反映修正
項目	担当	関係機関														
第1 ライフライン施設	(建) ポンプ場班、 ● (建) 巡視班	宮城県下水道公社、東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター、東日本電信電話(株)宮城事業部、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、(一社)宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻地方広域水道企業団、石巻ガス(株)														
項目	担当	関係機関														
第1 ライフライン施設	(建) ポンプ場班、 ● (建) 巡視班	東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター、NTT東日本(株)宮城事業部、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、(一社)宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻地方広域水道企業団、石巻ガス(株)														
	<p>第1 ライフライン施設 【地震災害対策編/第2章/第25節/第1 ライフライン施設】と同様とする。(地-155)</p>		<p>第1 ライフライン施設 【地震災害対策編/第2章/第25節/第1 ライフライン施設】を準用する。(地-168)</p>	用語の統一												
70	<p>第26節 危険物施設等の安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 危険物施設等の安全対策</td> <td>(総) 本部連絡室、 ● (総) 広報班</td> <td>宮城県復興危機管理総務課、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、東部保健福祉事務所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 危険物施設等の安全対策	(総) 本部連絡室、 ● (総) 広報班	宮城県復興危機管理総務課、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、東部保健福祉事務所	72	<p>第26節 危険物施設等の安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 危険物施設等の安全対策</td> <td>(危) 本部連絡室、 ● (総) 広報班</td> <td>宮城県防災推進課、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、東部保健福祉事務所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 危険物施設等の安全対策	(危) 本部連絡室、 ● (総) 広報班	宮城県防災推進課、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、東部保健福祉事務所	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関														
第1 危険物施設等の安全対策	(総) 本部連絡室、 ● (総) 広報班	宮城県復興危機管理総務課、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、東部保健福祉事務所														
項目	担当	関係機関														
第1 危険物施設等の安全対策	(危) 本部連絡室、 ● (総) 広報班	宮城県防災推進課、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、東部保健福祉事務所														
70	<p>第1 危険物施設等の安全対策 【地震災害対策編/第2章/第26節/第1 危険物施設等の安全対策】と同様とする。(地-159)</p>	72	<p>第1 危険物施設等の安全対策 【地震災害対策編/第2章/第26節/第1 危険物施設等の安全対策】を準用する。(地-173)</p>	用語の統一												
71	<p>第27節 農林水産業の応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 農林水産業</td> <td>(略)</td> <td>いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、石巻地方農業共済組合、石巻市漁業協同組合</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 農林水産業	(略)	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、石巻地方農業共済組合、石巻市漁業協同組合	73	<p>第27節 農林水産業の応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 農林水産業</td> <td>(略)</td> <td>いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、宮城県農業共済組合(旧：石巻地方農業共済組合)、石巻市漁業協同組合</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 農林水産業	(略)	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、宮城県農業共済組合(旧：石巻地方農業共済組合)、石巻市漁業協同組合	関係機関の組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関														
第1 農林水産業	(略)	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、石巻地方農業共済組合、石巻市漁業協同組合														
項目	担当	関係機関														
第1 農林水産業	(略)	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、宮城県農業共済組合(旧：石巻地方農業共済組合)、石巻市漁業協同組合														
71	<p>第1 農林水産業 【地震災害対策編/第2章/第27節/第1 農林水産業】と同様とする。(地-161)</p>	73	<p>第1 農林水産業 【地震災害対策編/第2章/第27節/第1 農林水産業】を準用する。(地-175)</p>	用語の統一												

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																				
72	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 危険度判定</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 風評被害等の軽減</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 水防対策</td> <td>(総) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班</td> <td>仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部土木事務所、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部</td> </tr> <tr> <td>第4 土砂災害対策</td> <td>●(総) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5 空き家等の把握</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 危険度判定	(略)	(略)	第2 風評被害等の軽減	(略)	(略)	第3 水防対策	(総) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部土木事務所、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部	第4 土砂災害対策	●(総) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班	(略)	第5 空き家等の把握	(略)	(略)	74	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 危険度判定</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 風評被害等の軽減</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 水防対策</td> <td>(危) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班</td> <td>仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部土木事務所、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、<u>石巻市消防団</u></td> </tr> <tr> <td>第4 土砂災害対策</td> <td>●(危) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5 空き家等の把握</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 危険度判定	(略)	(略)	第2 風評被害等の軽減	(略)	(略)	第3 水防対策	(危) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部土木事務所、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、 <u>石巻市消防団</u>	第4 土砂災害対策	●(危) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班	(略)	第5 空き家等の把握	(略)	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																																						
第1 危険度判定	(略)	(略)																																						
第2 風評被害等の軽減	(略)	(略)																																						
第3 水防対策	(総) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部土木事務所、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部																																						
第4 土砂災害対策	●(総) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班	(略)																																						
第5 空き家等の把握	(略)	(略)																																						
項目	担当	関係機関																																						
第1 危険度判定	(略)	(略)																																						
第2 風評被害等の軽減	(略)	(略)																																						
第3 水防対策	(危) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部土木事務所、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、 <u>石巻市消防団</u>																																						
第4 土砂災害対策	●(危) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班	(略)																																						
第5 空き家等の把握	(略)	(略)																																						
72	<p>第1 危険度判定 【地震災害対策編／第2章／第28節／第1 危険度判定】と同様とする。(地-163)</p> <p>第2 風評被害等の低減 【地震災害対策編／第2章／第28節／第2 風評被害等の軽減】と同様とする。(地-164)</p> <p>第3 水防対策 【地震災害対策編／第2章／第28節／第3 水防対策】と同様とする。(地-164)</p> <p>第4 土砂災害対策 【地震災害対策編／第2章／第28節／第4 土砂災害対策】と同様とする。(地-164)</p> <p>第5 空き家等の把握 【地震災害対策編／第2章／第28節／第5 空き家等の把握】と同様とする。(地-165)</p>	74	<p>第1 危険度判定 【地震災害対策編／第2章／第28節／第1 危険度判定】を準用する。(地-177)</p> <p>第2 風評被害等の低減 【地震災害対策編／第2章／第28節／第2 風評被害等の軽減】を準用する。(地-178)</p> <p>第3 水防対策 【地震災害対策編／第2章／第28節／第3 水防対策】を準用する。(地-178)</p> <p>第4 土砂災害対策 【地震災害対策編／第2章／第28節／第4 土砂災害対策】を準用する。(地-178) <u>この場合において、同節第4／1／「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-28の抜粋」(2)の記述「地震、降雨等による」を「津波侵食箇所の地震、降雨等による」と読み替える。</u></p> <p>第5 空き家等の把握 【地震災害対策編／第2章／第28節／第5 空き家等の把握】を準用する。(地-179)</p>	用語の統一 県地域防災計画変更の反映																																				
73	<p>第29節 応急公用負担等の実施</p> <p>第1 応急公用負担の権限 【地震災害対策編／第2章／第29節／第1 応急公用負担の権限】と同様とする。(地-166)</p> <p>第2 応急公用負担の措置 【地震災害対策編／第2章／第29節／第2 応急公用負担の措置】と同様とする。(地-167)</p>	75	<p>第29節 応急公用負担等の実施</p> <p>第1 応急公用負担の権限 【地震災害対策編／第2章／第29節／第1 応急公用負担の権限】を準用する。(地-180)</p> <p>第2 応急公用負担の措置 【地震災害対策編／第2章／第29節／第2 応急公用負担の措置】を準用する。(地-181)</p>	用語の統一																																				

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
74	<p>第30節 ボランティア活動</p> <p>第1 ボランティアの活動拠点について</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第30節／第1 ボランティアの活動拠点について】<u>と同様とする。</u>(地-168)</p> <p>第2 専門性のあるボランティア活動について</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第30節／第2 専門性のあるボランティア活動について】<u>と同様とする。</u>(地-169)</p>	76	<p>第30節 ボランティア活動</p> <p>第1 ボランティアの活動拠点について</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第30節／第1 ボランティアの活動拠点について】<u>を準用する。</u>(地-182)</p> <p>第2 専門性のあるボランティア活動について</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第30節／第2 専門性のあるボランティア活動について】<u>を準用する。</u>(地-183)</p>	用語の統一
75	<p>第31節 海外からの支援の受入れ</p> <p>第1 海外からの救援活動の受入れ</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第31節／第1 海外からの救援活動の受入れ】<u>と同様とする。</u>(地-170)</p>	77	<p>第31節 海外からの支援の受入れ</p> <p>第1 海外からの救援活動の受入れ</p> <p>【地震災害対策編／第2章／第31節／第1 海外からの救援活動の受入れ】<u>を準用する。</u>(地-184)</p>	用語の統一
77	<p>第3章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1 災害復旧・復興方針の決定等</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第1節／第1 災害復旧・復興方針の決定等】<u>と同様とする。</u>(地-171)</p> <p>第2 災害復旧計画</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第1節／第2 災害復旧計画】<u>と同様とする。</u>(地-171)</p> <p>第3 災害復興計画</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第1節／第3 災害復興計画】<u>と同様とする。</u>(地-173)</p>	79	<p>第3章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1 災害復旧・復興方針の決定等</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第1節／第1 災害復旧・復興方針の決定等】<u>を準用する。</u>(地-185)</p> <p>第2 災害復旧計画</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第1節／第2 災害復旧計画】<u>を準用する。</u>(地-185)</p> <p>第3 災害復興計画</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第1節／第3 災害復興計画】<u>を準用する。</u>(地-187)</p>	用語の統一
78	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第2節／第1 被災者の生活確保】<u>と同様とする。</u>(地-175)</p> <p>第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第2節／第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行】<u>と同様とする。</u>(地-177)</p>	80	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第2節／第1 被災者の生活確保】<u>を準用する。</u>(地-189)</p> <p>第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第2節／第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行】<u>を準用する。</u>(地-191)</p>	用語の統一
79	<p>第3節 住宅復旧支援</p> <p>第1 住宅復旧支援</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第3節／第1 住宅復旧支援】<u>と同様とする。</u>(地-179)</p>	81	<p>第3節 住宅復旧支援</p> <p>第1 住宅復旧支援</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第3節／第1 住宅復旧支援】<u>を準用する。</u>(地-193)</p>	用語の統一
80	<p>第4節 産業復興支援</p> <p>第1 産業復興支援</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第4節／第1 産業復興支援】<u>と同様とする。</u>(地-180)</p>	82	<p>第4節 産業復興支援</p> <p>第1 産業復興支援</p> <p>【地震災害対策編／第3章／第4節／第1 産業復興支援】<u>を準用する。</u>(地-194)</p>	用語の統一

石巻市地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																		
81	第5節 都市基盤の復興対策 (略)	83	第5節 都市基盤の復興対策 (略)																			
83	第6節 義援金の受入れ、配分 第1 義援金の受入れ、配分 【地震災害対策編／第3章／第6節／第1 義援金の受入れ、配分】と同様とする。 (地-183)	85	第6節 義援金の受入れ、配分 第1 義援金の受入れ、配分 【地震災害対策編／第3章／第6節／第1 義援金の受入れ、配分】を準用する。 (地-197)	用語の統一																		
84	第7節 激甚災害の指定 <table border="1" data-bbox="210 531 1273 674"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 激甚災害の調査</td> <td>(略)</td> <td>宮城県復興・危機管理総務課</td> </tr> <tr> <td>第2 激甚災害の手続</td> <td></td> <td>務課</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 激甚災害の調査	(略)	宮城県復興・危機管理総務課	第2 激甚災害の手続		務課	86	第7節 激甚災害の指定 <table border="1" data-bbox="1389 531 2451 674"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 激甚災害の調査</td> <td>(略)</td> <td>宮城県防災推進課</td> </tr> <tr> <td>第2 激甚災害の手続</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 激甚災害の調査	(略)	宮城県防災推進課	第2 激甚災害の手続			関係機関の組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																				
第1 激甚災害の調査	(略)	宮城県復興・危機管理総務課																				
第2 激甚災害の手続		務課																				
項目	担当	関係機関																				
第1 激甚災害の調査	(略)	宮城県防災推進課																				
第2 激甚災害の手続																						
84	第1 激甚災害の調査 【地震災害対策編／第3章／第7節／第1 激甚災害の調査】と同様とする。(地-184) 第2 激甚災害の手続 【地震災害対策編／第3章／第7節／第2 激甚災害の手続】と同様とする。(地-184)	86	第1 激甚災害の調査 【地震災害対策編／第3章／第7節／第1 激甚災害の調査】を準用する。(地-198) 第2 激甚災害の手続 【地震災害対策編／第3章／第7節／第2 激甚災害の手続】を準用する。(地-198)	用語の統一																		
85	第8節 災害対応の検証 第1 検証の実施 【地震災害対策編／第3章／第8節／第1 検証の実施】と同様とする。(地-185) 第2 検証結果の反映 【地震災害対策編／第3章／第8節／第2 検証結果の反映】と同様とする。(地-186)	87	第8節 災害対応の検証 第1 検証の実施 【地震災害対策編／第3章／第8節／第1 検証の実施】を準用する。(地-199) 第2 検証結果の反映 【地震災害対策編／第3章／第8節／第2 検証結果の反映】を準用する。(地-200)	用語の統一																		